

補助金の適正化について (提言)

平成20年11月28日

杉並区補助金適正化審査会

目 次

1	補助金適正化審査会の設置経過	1
2	設置目的	1
3	審査対象範囲	1
4	審査経過	2
5	審査結果	2
	前回提言の検証	2
	新規補助金の審査	4
	(1) 個別補助金	4
	(2) 総括的意見	4
	(3) 総合的な補助金の検証	5
6	今後の課題	7
7	審査結果一覧	8
	資料編	12
	補助金の分析結果	13
	補助金審査表	15
	杉並区補助金適正化審査会設置要綱	48
	杉並区補助金適正化審査会委員名簿	49
	杉並区補助金適正化審査会審査経過	50
	参考資料	52
	補助金審査結果・各主管課対応結果一覧	53

1 補助金適正化審査会の設置経過

米国発の金融危機が引き金となり、国内経済の現状は、停滞色が強まっている。国の財政再建が優先され、必ずしも地方の自立性強化に結びつかなかった三位一体改革や、昨今の景気減速の影響を受けて、多くの地方自治体は、今後、益々、厳しい財政運営を余儀なくされるであろう。

こうした中で、昨年成立した、いわゆる「財政健全化法」に基づき、各自治体は、同法で義務付けられた健全化判断比率の公表を行った。

厳しい財政環境の中にあっても、地方自治体、特に、住民と最も身近に接する基礎自治体にあっても、絶えず変化する住民ニーズに的確にこたえていくために、財政規律を維持し、強固で弾力的な財政基盤を確立する一方、行政運営の透明性、説明責任を果たしていかなければならない。

そのためには、事務事業の見直しや執行方法の効率化、あるいは、住民との事業協働化の推進など、行財政全般にわたる不断の改革を継続していくことが重要である。折りしも、杉並区では、今年、山田区政10年の節目の年を迎え、区の全ての施策を検証する「区政の総点検」を行っているとのことであり、補助金改革もこうした文脈の延長線上にあるといえる。

さて、杉並区では、区が支出する補助金の客観性、合理性について判断するため、平成17年度に補助金適正化審査会を設置し、第三者による中立的立場から個々の補助金の審査を行い、提言（以下、「前回提言」という。）を受けている。

前回提言から3年が経過し、区政を取り巻く環境も大きく変化している中で、その後に新設された補助金の審査及び前回提言の検証を行うため、平成20年4月10日付、20杉並第2146号「杉並区補助金適正化審査会設置要綱」に基づき、「杉並区補助金適正化審査会」（以下、「審査会」という。）を設置した。

2 設置目的

審査会の目的は、杉並区から支出する補助金について、補助金の客観性・合理性を審査することである。

3 審査対象範囲

個別審査の対象とした補助金の範囲は、前回提言以後に新設された補助金である。また、前回の審査会で審査した補助金は、一括して審査した。

4 審査経過

審査会の所掌事項は、杉並区から支出する補助金の審査に関すること、その他区長が特に必要と認める事項の2点であり、平成20年5月、区長から、前回提言以降3ヵ年の総括及び平成17年以降、新たに設けた補助金の個別審査について諮問を受けた。

そこで、審査会では、直ちに諮問された事項の審査に着手した。

検討にあたっては、新設補助金については、「個人を対象とした補助金」と「団体を対象とした補助金」に分類した上で、審査会用に調整した「補助金審査表」を基本に、「杉並区事務事業評価表」、「補助金交付要綱」のほか、「団体を対象とした補助金」については、各団体の「事業報告書」や「収支計算書」などの関連資料の提出を求めるとともに、補助金を所管する担当課からヒアリングを行うなど、必要な事情聴取を行いながら、慎重に審査を進めた。

また、前回提言の総括については、必ずしも、十分な審査時間を確保することができなかった点はあるものの、全庁にわたる調査結果の提出を求めるなどして効率的な審査に努めたところである。

審査会は、同年11月まで、合計8回に及ぶ議論を重ね、結論を得たものである。

5 審査結果

前回提言の検証

区長から諮問された事項の一つ目は、平成17年11月に補助金適正化審査会が提言した内容の検証である。

検証にあたり、本年、4月と10月に全庁的に行った調査結果を踏まえ、資料（別添、参考資料のとおり）の提出を求めた上で、慎重に審査した。審査期間や時間の制約もあり、130件を超える個別補助金の現状についてその詳細を検証するまでには至らなかったが、補助金制度全体を貫く基本的な考え方やあるべき方向性について議論を行い、結論を得た。

全体を概観すれば、前回提言に沿って一定の見直しが行われていることに対し、区の努力を評価するものである。また、前回提言の方向性とは異なる補助金の実態についても、その理由については、一定の理解を示すものである。その上で、以下のような課題があることを指摘しておく。

個別の補助金について、前回提言において審査会が示した基本的考え方に十分に回答していないものがあつた。例えば、審査会が「継続」と判断した補

助金の中には、単に、無条件で継続とした訳ではなく、一定の条件を付して「継続」と判断したものがあるが、その条件にどのように対応しているのかが、少なくとも提出資料からは読み取ることができないものが見られた。区では、事務事業評価や予算編成過程において、さまざまなレベルで補助金の検証を行っているとのことであるが、残念ながら、提出された資料から推察する限り、その検証が必ずしも十分に行われているとは言い難い。提言内容のフォローを含めて、実効性ある検証方法や態勢の確立が急がれる。また、「ニーズがあるから」、あるいは、「需要があるから」といった理由で補助を継続しているという回答がいくつか見られたが、この点、「需要」と「補助の継続」は必ずしもイコールではなく、補助金支出の基準を明らかにするとともに、真の需要の見極め、補助の必要性や事業目的の達成度といった観点からの検証が必要である。

透明性の確保や、説明責任を果たすため、補助金の実態について、区民に分かりやすく公表、説明していくことが大切であり、そのような観点から、「補助金審査表」を活用した積極的な公表を提言したが、未だ、実施に至っていないことは遺憾である。杉並区では、毎年、事務事業評価を実施し、評価表を公表しているとのことであり、そうした事務事業評価に合わせて補助金の評価を行い、前回提言の中で審査会が例示した「補助金評価表」を参考に公表を行うことを視野に、再度、提言するものである。

終期を設定している補助金が、依然として限られているという印象を受けた。一般に、期間を定めずに補助金を交付し続けることは、長期化による補助金依存体質といった弊害を招きかねないことから、原則として、全ての補助金に終期を設定し、その期間で全力を挙げて事業目的を達成するよう努力すべきである。ただし、必要があると判断した場合には、更に次の終期を設定し、それまで継続していくことも選択肢としてありうることを付言しておく。

主として、団体に対する補助金について、複数の事業を営む団体では、例えば、人件費や家賃などの共通経費を補助事業とその他の事業とに明確に区分もしくは按分して会計することが望ましいが、小規模な団体の中には、それが困難なケースもあることが想像される。そのような場合には、例えば、按分の基準を示すなど、区からの適切な助言・指導が求められる。可能であれば、補助団体の補助事業については経営実態が明確に分かるような、あるいは、原価計算が明確に確認できるような会計方式の統一が望ましく、この点についても、区による経営指導を期待する。なお、団体の周年事業のために、

いわば基金的性格として繰越金を積み立てているような場合には、団体活動の透明性向上の観点から、会計上、それが分かるような形で明示しておくことが望ましく、区の指導を重ねて要望する。

新規補助金の審査

(1) 個別補助金

個別補助金の審査結果は、下表総括表のとおりである。なお、詳細については、7 審査結果一覧をご覧ください。

総括表 (件数)

	継続	縮減	廃止	終期	委託金化
個人	16	1	0	1	0
団体	10	1	1	3	0
合計	26	2	1	4	0

継続と判断したもののうち、条件付継続が23件(個人13件、団体10件)

(2) 総括的意見

個別の補助金を審査する中で、補助金全体に共通するいくつかの課題が改めて浮き彫りになったので、総括的意見として下記のように取りまとめた。これらの課題の内には、前回提言においても言及されている点もあり、区においては、今一度、十分に留意されることを期待するものである。

効果の検証について

審査会に提出された資料や主管課とのヒアリングを通じて感じたことは、総じて、効果の検証、自己評価が十分でないということである。毎年、実施されている行政評価、とりわけ、その基盤となっている事務事業評価の単位と補助事業が必ずしも一致していないこと等から、補助事業の目的にふさわしい成果指標の設定、定量的評価や定性的評価の基準の設定などがなされておらず、従って評価、検証が不十分とならざるを得ない結果となっている。より客観的、合理的評価、検証方法の確立が急がれる。

基礎情報の収集について

杉並区が支出する補助金とは、区以外の者が行う公益的活動に対して行う区の支援の一形態である。補助を新たに行う場合はもちろんのこと、既存の補助金を評価、検証する場合においても、当該公益的活動の活動実態、実績、効果

等に関する基礎的なデータ収集が不可欠であるが、この点で、不十分な点が散見された。個人情報の収集には十分配慮の上、必要な情報収集に努められたい。

総合的な検証について

補助金の客観性、合理性を判断しようとする場合、とかく、補助金の実績を中心に判断しがちであるが、それだけでは検証として不十分といわざるを得ない。当該補助事業を含めた関連する施策全体の体系の中での補助金の位置づけや役割などの観点から、多角的、総合的に判断することが肝要であり、そうした検証が施策や政策の再構築も含めた効果の向上につながるのである。

定期的な検証について

補助金の見直しに当たって、定期的な検証の必要性については論を待たないところであろう。杉並区においても、効率的、効果的な予算執行の観点から、毎年、定期的に行行政評価を実施する一方、外部の有識者を活用した事務事業の外部評価や個別外部監査を行い、その結果を予算編成等に活用しているとのことである。予算査定における判断を含め、このような仕組みがより一層有効に機能し、補助金のあり方についてもそうした仕組みの中で十分検証されることを期待する。

(3) 総合的な補助金の検証 ～商店街関連の補助金について～

先に、補助金の適正性を判断する際は、施策全体の体系の中に位置づけて判断すべきであると述べたところであるが、審査会では、その一例として、試行的に「商店街関連の補助金」を取り上げ、主管課からの資料提供を基に、ヒアリングや質疑を行った。

その上で、今後の商店街関連の補助金のあり方について次のようにまとめた。なお、この内容は、審査会の中で出された意見を要約したものであり、必ずしも、今後の方向性として結論付けたものではないことに留意されたい。

基礎データの収集と分析

- ・ 商店街振興策、活性化策を考えるにあたっては、まず、商店街の置かれている現状や課題、店主の意識や消費者のニーズなどを的確に把握する必要がある。そのためには、例えば、商店街ごとの加盟店舗の数、店舗の種別、売上高、集客数、商圈人口、人口構成、駅の乗降客数といった生データの収集や意識調査を継続的に行い、商店街の抱える課題や消費者のニーズをきめ細かく分析することを提案する。

地域特性を活かす

- ・ 地方の主要都市商店街がシャッター通りと化していることとの比較で施策を位置づけようという考え方がとられているところがあるが、それらの商店街と杉並区の商店街を比較することは意味がない。杉並区では、大規模な店舗ができる余地はあまりないと思われ、商店街を取り巻く環境は、地方都市に比べ、比較的、恵まれているといえる。そのような利点や地域特性をどのように生かしていくかが今後の商店街活性化の鍵である。
- ・ 杉並区の商店街も、例えば、私鉄駅沿線の商店街と中央線各駅沿線の商店街とでは地域性が異なるように思える。各商店街には商店街ごとの多様な地域性があることを前提に、国や都が用意した施策・事業のメニューから選ぶのではなく、商圈や商店街の地域特性を踏まえた杉並区独自の商店街振興策の方向性を打ち出す時期にきている。

目的の明確化、執行方法の見直し

- ・ 商店街振興策については、その目的がまちづくり三法の頃から、集客力や売上高の向上から、環境整備やにぎわいの空間づくり、あるいは、まちづくりといった方向に転換しているように思う。そうした意味で、防犯カメラや街路灯への助成などは、重要な施策である。支援の目的を明確にした上で、施策の再構築を行う必要がある。また、補助金もカフェテリア方式ではなく、包括補助金にして自由に使ってもらったほうが効果的ではないか。
- ・ 商店街振興策については、ほとんど考えられるところは出尽くしている感がある。あとは、商店街の人たちがどのように考えるかだが、一つの極論として、行政が積極的に手を差し伸べるのではなく、本当に困った商店街の方々が役所に駆け込んできたときに相談にのるといった発想の転換も必要ではないか。
- ・ 環境整備など、民にできないことを官が行うことを基本に、効果がないと判断したものは終期の設定をすべきである。

効果の検証

- ・ 商圈や商店街の地域特性を踏まえた、杉並区独自の商店街振興策を構築する上で、基礎的データを収集し、定量分析等を行うことに加え、分析を通じて分かりやすい成果指標や目標を設定し、定期的に施策の効果をきちんと検証、総括すべきである。

以上のように、今回は、商店街関連の補助金を扱ったが、同様に、一つの政策分野を抽出して、その中で補助金がどのように位置づけられ、どのような役

割を果たしているのか、その効果を検証することが大切である。個々の補助金の個別審査も大切であるが、むしろ、これからは、政策実現のために補助金がどのように役立っているのか、その点の分析が必要な段階にきていると考える。区としても是非、検討されたい。

6 今後の課題 ～ 審査結果実現に向けての提言～

補助金改革の必要性について異論をはさむ人は恐らくいないのではないだろうか。とりわけ、地方財政を取り巻く社会経済環境の急激な変化により、厳しい財政運営を余儀なくされている昨今の状況下では、特に、補助金総額の削減やその効果的、効率的な執行がこれまで以上に要請されている。

また、補助金のあり方をめぐっては、自治体経営改革の観点から、行政と住民との関係を「参加」、「協働」の関係として捉え、事業の協働化を推進していく考え方が大きな潮流になりつつあり、その際、協働を進める一つの手法として、補助金の役割が新たにクローズアップされている。

こうした背景のもとで、当審査会は、区長の諮問を受け、補助金の検証を行った。

審査結果については、既に述べたとおりであるが、前回提言が、その後の見直しに必ずしも十分に活用されていない面があったことから、今回の審査結果については、その内容を十分に汲み取り、実現に向けて積極的に取り組んでいただくことを強く期待するものである。

また、第三者機関による定期的な見直しは必要と考えるものであるが、何よりも大切なのは、不断の見直しを行うという強い意志を全ての職員がしっかりと持つことであり、その上で、行政内部による定期的な自己評価を行うことにある。この点でいかに取り組んでいくのか、今後、補助金の検証を、例えば、行政評価あるいは予算編成過程の中にビルトインしていくなど、検証のシステム化について検討されることを期待したい。

最後に、この提言が、行政のみならず、広く区民にとって有益なものとなるようお願い、以上のとおり提言する。

個人に対する補助金1

7 審査結果一覧

補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
1 防災用水中ポンプ購入に係る補助金	H17	排水ポンプ購入者	8	防災課						実績が激減していることを考えれば、今年度で打ち切りと判断することもできる。しかし、実績の大幅減は区民ニーズとのずれなどが原因とも考えられるので、今後、区民ニーズを適切に把握し、周知・PRの徹底に努めた上で、今年度の状況をみて来年度以降、防水板設置との統合、貸し出し、あつせんなどの他の施策との組み合わせや補助金のメニュージン化など、幅広い角度から事務事業の見直しを行うべきである。あわせて、申請窓口についても区民の利便性向上の観点から改善を図りたい。
2 公衆浴場緊急対策助成	H19	公衆浴場経営者	36	区民生活部管理課						公衆浴場は、自家風呂の普及、スーパー銭湯の出現、事業者の高齢化、後継者難といった周辺環境が変化する一方で、公定料金制が残るといった特殊な環境に置かれている。こうした点をふまえて、区としての公衆浴場に対する政策の方向性を明確にした上で、一定の年数の中で見直しをすることが必要である。また、緊急対策助成については、どこまでの価格上昇に対応するのが、その見直しも適宜できるような仕組みも必要である。
3 健康増進型公衆浴場改築支援助成	H18	公衆浴場経営者	36	区民生活部管理課						上記に同じ
4 杉並区成年後見制度利用助成事業	H19	成年被後見人	1	保健福祉部管理課						19年度の新規事業であり、今後の推移を見守る。なお、区として成年後見制度を政策課題として検討された。
5 地域活動支援センター(小規模作業所)通所者 交通費助成	H19	地域活動支援センター通所者	0	障害者生活支援課						現行の交通費補助と移行後の交通費補助との対比の中でも妥当性は理解できるものである。基本的には継続でよいと考える。なお、早期に地域活動支援センターへの移行を具体化された。
6 杉並区ひととき保育・つどいの広場施設整備費補助金	H18	ひととき保育施設提供事業者	2	子育て支援課						当面、補助の必要性は理解できるが、ひととき保育の中でも1か所は委託事業で実施していることから、子育て支援施策全体の体系の中で、この事業について補助と委託との関係を整理しておくべきである。
7 認証保育所等保育料補助金	H18	認証保育所等利用者の保護者	531	保育課						当面、補助の必要性は理解できるが、例えば認定こども園など共通の目的を有する他の施策との関連の中で、この補助金の目的をより明確にしていける必要がある。
8 受託児童健康診断料の助成	H1	家庭福祉員受託児童	32	保育課						特に問題点としての指摘はなく、補助の必要性は理解できる。
9 杉並区前立腺がん検査補助金	H17	前立腺がん検査受診者	1788	健康推進課						当面、補助の必要性は理解できる。なお、国のがん検診のガイドラインに掲載されていない段階では、5年後に効果を検証し、委託するかも含めて検討された。
10 就園奨励費補助金	S57	私立幼稚園等園児の保護者	2189	学務課						補助の必要性は理解できる。ただ、現在幼稚園と保育園との区別がなくなってきた面があり、また、手厚い都の補助制度もある中で、保育施策との関連での補助金をどう位置づけていくか、更に検討を進められたい。
11 杉並区優良再開発型優良建築物等整備事業補助金	H8	優良再開発型優良建築物等整備実施者	1	まちづくり推進課						国の制度もあり、特に問題として指摘する点はなく、補助の必要性は理解できる。
12 木造住宅耐震改修工事助成	H17	木造住宅耐震改修実施者	180	住宅課						最近、大きな地震が頻発している中で、住宅の耐震化を進める上での補助は大きな役割を果たしており、必要性は理解できる。耐震改修促進計画を推進していく中で、区民への周知の徹底、計画促進区域の設定など、補助金がより有効に活用されるよう検討された。
13 非木造耐震改修工事助成	H19	非木造住宅耐震改修実施者	7	住宅課						上記に同じ

継続欄の : 条件付で継続とする。

個人に対する補助金2

7 審査結果一覧

補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
14 非木造住宅等精密診断助成	H18	非木造住宅耐震診断実施者	20	建築課						上記に同じ
15 アスベスト調査費補助金	H17	アスベスト調査実施者	20	環境課						実績がゼロであることを考えれば、廃止と判断することもできる。しかし、アスベスト問題は地域住民の健康に与える影響は大きく、必要な飛散防止対策を講じることが区の責任であると考えられる。その場合、全く活用されない補助金のあり方について、例えば、解体時にこの補助事業が使われやすくなるといった方向など、政策目的を確実に実現することができるような方法で、十分検討する必要がある。
16 杉並区雨水貯留槽設置助成金	H18	雨水貯留槽設置者	32	環境課						18～20年度のサンセット事業とし、20年度末で終了することは、妥当である。なお、この事業が、単に防災対策にとどまらず水の再利用や環境面でとんな副次的効果を生んだか、区民意識の高まりなども含めて検証・分析し、今後の政策に生かしていくことを期待する。
17 コンポスト容器購入助成	H18	コンポスト容器購入者	218	清掃管理課						当面、補助の必要性は理解できるが、今後、本格的なごみの減量を考えるならば、区民に対するアンケート調査を含め、きめ細かく効果を検証し、分析されたい。また、政策の枠組みと同時に技術面での進歩をどう織り込んでいくかといった点についても検討されたい。
18 家庭用生ごみ処理機購入助成	H18	家庭用生ごみ処理機購入者	199	清掃管理課						上記に同じ

継続欄の：条件付で継続とする。

団体に対する補助金1

7 審査結果一覧

	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
1	空き巣等の防犯対策助成金(防犯カメラ設置)	H18	防犯協会	3	地域安全担当課						地域の安全・安心を確保するため、防犯カメラの役割は重要であり、補助の必要性は理解できる。なお、効果の検証の仕方をもう少し工夫する必要がある。また、防犯施策全体の中における防犯カメラの意義や設置目的等について、その位置付けを検討されたい。
2	防犯自主団体活動助成金(継続活動団体)	H18	防犯自主団体	18	地域安全担当課						必要性については理解できる。ただ、支出方法については、手続きの簡素化の観点から交付金化することを含めて検討する必要がある。また、町会関係も含めた防犯関連の補助事業については、政策の中でその位置付けを見直す必要がある。
3	コミュニケーション助成	H19	町会・自治会	1	地域課						財団法人自治総合センターの行う事業であり、補助の必要性は理解できるが、更に、多目的に使える補助金であることから、この補助金をより一層有効に活用していくための戦略が求められている。
4	商店街防犯カメラ設置補助金	H16	商店街	7	産業経済課						地域の安全・安心を確保するため、防犯カメラの役割は重要であり、補助の必要性は理解できる。なお、防犯カメラについては、政策目的を効果的に実現する上で防犯政策という面から整理すべきなのか、あるいは商店街振興策という面から整理すべきなのか、検討しておく必要がある。
5	商店街・街の駅モデル事業費補助金	H18	商店街	1	産業経済課						評判のいい施策と聞いており、商店街の権限に果たす役割から、補助の必要性は理解できる。なお、例えば集客力や売上高といった具体的な指標を設定するなどして有効性を検証されたい。また、街の駅で行われるサービスや事業については、あまり手を広げ過ぎると効果が薄れる面もあることに留意されたい。
6	杉並産業協会情報化推進等補助金	H19	杉並産業協会	1	産業経済課						17年度の審査会において、当該団体の運営補助を審査した結果、収支状況からみれば、収入に占める自主財源の割合が高いこと、また、効果測定が全くできていないことなどから、終期の設定という結論を得ている。現在も団体の財政力はあり、自立性が高いため、廃止の方向で検討されたい。なお、産業振興に対する区の基本的な立場や姿勢を明確にして、必要な施策を構築する中で、補助金の活用について検討されたい。
7	魅力ある都市農業育成対策事業補助金	H19	農業者グループ	1	産業経済課						当面、補助の必要性は理解できるが、補助金の目的を明確化し、区としての農業政策の戦略性を打ち出す必要がある。
8	杉並区福祉有償運送事業補助金	H18	福祉有償運送団体	4	保健福祉部管理課						当面、補助の必要性は理解できるが、今後の国の動向を見極める必要がある。なお、将来は、例えばバウチャー化を図り、需要と供給をつなげることで効率化を図るといった点について検討されたい。
9	杉並区障害者自立支援法移行促進事業補助金	H19	民間障害者施設	1	障害者生活支援課						20年度で終期の設定となっているが、東京都の補助が21年度まで継続することのことで、それまで継続することは理解できるが、区として自立支援法移行促進事業を今後どう整理するかが課題である。
10	杉並区授産施設利用者支援等事業補助金	H18	すぎなみ仕事ネット	1	障害者生活支援課						20年度で終期の設定となっているが、東京都の補助が21年度まで継続することのことで、授産施設利用者の工賃向上を目指す観点から、それまで継続することは理解できる。
11	知的障害者保護施設給食費助成	H18	知的障害者保護施設	4	障害者生活支援課						報告事務など手間がかかるとも、もう少し事務の簡略化を図られたい。また、民間の給食サービスを活用するなど、コストの縮減を図られたい。
12	杉並区ひととき保育・つどいの広場運営費等補助金	H18	ひととき保育運営事業者	5	子育て支援課						利用者の需要は増加傾向にあり、地域の子育て団体やNPO法人などが将来的にひびとり立ちできるような区が補助することは必要であるが、今後の効果の検証の仕方を工夫されたい。

継続欄の「」：条件付で継続とする。

団体に対する補助金2

7 審査結果一覧

	補助金の名称	補助開始 年度	対象団体等	対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
13	杉並区認定こども園運営費等補助金	H19	認定こども園運営事業者	1	1保育課						待機児童の解消・幼稚園の正員動員対策など必要な施策であり、補助の必要性は理解できるが、3～5歳児の幼稚園型の場合、幼稚園の競争力強化を支援することとなり、本来の待機児童解消という目的に合わない恐れもあることから、今後、本来の保育需要に合わせた補助体系である保育所型に移行できるよう政策的に検討されることを要望する。
14	美化推進組織活動補助金	H18	美化推進団体	100	100環境課						路上禁煙、吸殻のポイ捨ても減少し、地域住民による活動実績も減少傾向にあるため、20年度に終期を設定することは妥当である。
15	杉並師範館補助金	H17	杉並師範館	1	1庶務課						事業趣旨も、団体の性格も全く問題ないと考ええる。ただし、補助金としている点は、事業趣旨との関係を曖昧にしているといえる。杉並師範館自体の区としての位置付け、あるいは、教育委員会としての位置付けを、今一度きちんと整理し、委託や重言方式を含めた事業形態のあり方について検討を行うべきである。

継続欄の「」条件付で継続とする。

資 料 編

補助金の分析結果（新規・団体）

1 分析項目ごとの団体数

項目	団体数						
		(10%未満)	(10%～30%未満)	(30%～50%未満)	(50%～70%未満)	(70%～90%未満)	(90%以上)
[a] 収入に占める自主財源の割合		8	2	5	3	2	3
[b] 収入に占める区補助金の割合		3	8	1	2	3	6
[c] 収入に占める繰越金の割合		20	2	1	0	0	0
[d] 区補助金に対する繰越金の割合		17	3	1	2	0	0

2 分析結果一覧

	補助金名称	団体名	平均自主財源比率[a]	ランク[a]	平均区補助率[b]	ランク[b]	平均繰越金比率[c]	ランク[c]	平均繰越金/区補助比率[d]	ランク[d]	備考
1	空き巣等の防犯対策助成金(防犯カメラ設置)	防犯協会(杉並)	1.0%		99.0%		0.0%		0.0%		過去2年間(平成18～19年度)の平均
		防犯協会(荻窪)	0.0%		100.0%		0.0%		0.0%		過去2年間(平成18～19年度)の平均
		防犯協会(高井戸)	8.4%		91.6%		0.0%		0.0%		過去2年間(平成18～19年度)の平均
2	防犯自主団体活動助成金(継続活動団体)	防犯自主団体・1	0.0%		57.7%		0.0%		0.0%		過去1年間(平成19年度)
		防犯自主団体・2	0.0%		98.0%		0.0%		0.0%		過去1年間(平成19年度)
		防犯自主団体・3	0.0%		83.3%		0.0%		0.0%		過去1年間(平成19年度)
3	商店街防犯カメラ設置補助金	商店街・1	32.1%		28.2%		0.2%		0.9%		
		商店街・2	49.4%		34.7%		5.6%		16.3%		
		商店街・3	80.5%		19.5%		15.0%		57.5%		
4	商店街・街の駅モデル事業費補助金	商店街	43.8%		28.2%		0.0%		0.0%		過去2年間(平成18～19年度)の平均
5	杉並産業協会情報化推進等補助金	杉並産業協会	92.5%		5.7%		3.8%		69.3%		
6	杉並区福祉有償運送事業補助金	福祉有償運送団体・1	33.0%		21.1%		-7.8%		-36.8%		過去1年間(平成19年度)
		福祉有償運送団体・2	53.2%		13.5%		0.0%		0.0%		過去2年間(平成18～19年度)の平均
		福祉有償運送団体・3	53.6%		26.1%		3.6%		12.9%		過去2年間(平成18～19年度)の平均
7	杉並区障害者自立支援法移行促進事業補助金	民間障害者施設	79.6%		20.4%		0.0%		0.0%		過去1年間(平成19年度)
8	杉並区授産施設利用者支援等事業補助金	すぎなみ仕事ネット	0.0%		99.3%		34.5%		34.6%		過去2年間(平成18～19年度)の平均
9	知的障害者援護施設給食費助成	知的障害者援護施設・1	92.3%		7.7%		0.0%		0.0%		過去2年間(平成18～19年度)の平均
		知的障害者援護施設・2	94.7%		5.3%		0.0%		0.0%		過去1年間(平成19年度)

	補助金名称	団体名	平均自主財源比率[a]	ランク[a]	平均区補助率[b]	ランク[b]	平均繰越金比率[c]	ランク[c]	平均繰越金/区補助比率[d]	ランク[d]	備考
10	杉並区ひととき保育・つどいの広場運営等補助金	ひととき保育運営事業者・1	18.9%		81.1%		11.0%		13.8%		過去2年間(平成18~19年度)の平均
		ひととき保育運営事業者・2	12.3%		87.7%		-4.9%		-5.3%		過去2年間(平成18~19年度)の平均
		ひととき保育運営事業者・3	43.8%		56.2%		4.8%		8.6%		過去1年間(平成19年度)
11	杉並区認定こども園運営費等補助金	認定こども園運営事業者	61.6%		29.7%		-5.8%		-19.6%		過去1年間(平成19年度)
12	杉並師範館補助金	杉並師範館	4.4%		94.5%		0.0%		0.0%		

ランク: (10%未満)、(10%~30%未満)、(30%~50%未満)、(50%~70%未満)、(70%~90%未満)、(90%以上)
「平均」は過去3年間(平成17~19年度)の平均

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課	
個- 1 防災用水中ポンプ購入に係る補助金		危機管理室 防災課	
補助金の概要	根拠法令	杉並区排水ポンプ購入に係る補助金交付要綱	
	目的	家屋等の浸水被害から速やかな復旧を図るため、排水ポンプを購入し、設置する者に対し、購入費用の一部として補助金を交付する。	
	事業内容	対象 ・杉並区内に排水ポンプを設置する家屋等を有していること。 ・1世帯又は1事業所に対して1台の排水ポンプを限度とする。 ・その他区長が必要と認める場合。 補助金 ・排水ポンプの購入経費の2分の1とし、20,000円を上限とする。	
交付対象名・数		設置希望者	8件 (18年度)
補助割合		国 %	都 %
		区	100%
		17年度	18年度
		19年度	20年度
		交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)		4,000	2,000
		1,000	500
補助金決算額(千円)		445	146
		77	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()		
現状	近年の気象変動により、下水道の排水能力を越える豪雨が増え、都市型水害(内水氾濫)発生の可能性が高まっている。しかし、浸水被害の可能性が高い地域での宅地開発や、半地下式の構造を持つ建物が増えつつある。 平成17年9月の水害を機に設置した排水ポンプ購入の補助制度であるが、18年度以降、PR不足のため申請件数や補助金額は減少傾向にある。		
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3		
理由	神田川・環状七号線地下貯水池が整備されたが下水道整備は十分ではなく、都市型水害の可能性も高まっている。被害を一刻も早く回復し、居住者や地域の安全と衛生を守るために排水ポンプの設置は必要である。また、6月2日から防水板の設置助成を開始することから、住民にはこの制度と合わせて周知するのでPR不足は解消される。		
審査会評価			

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 2 公衆浴場緊急対策助成		区民生活部管理課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区公衆浴場緊急対策要綱					
	目的	区内公衆浴場の経営を安定させ、その存続を図り、もって区民の保健衛生の向上に寄与するため。					
	事業内容	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部に加入している公衆浴場経営者で、月15日以上営業をしていることを要件とし、1浴場当たり月額30,000円(19年度は月25,000円)とし公衆浴場の運営に要する経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	公衆浴場経営者	区内36軒	補助開始年度	19年度			
補助割合	国 %	都 %	区	100%			
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	12,000	12,960	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	11,025				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(終期の設定)						
現状	自家風呂無し世帯が全世帯の約5%ある中で、住民の公衆浴場の入浴機会を確保する観点から、昨今の原油をはじめとする急激なエネルギー高騰に対する緊急対策として、公衆浴場に対する燃料費等経費の一部補助を19年度より実施している。 しかし、エネルギーの高騰は沈静化せず、むしろ、制度導入時より更に高騰している状況にあり、今後、公衆浴場の経営は更に厳しい状況となることが懸念される。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	区内公衆浴場の減少が問題となっている中で、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第三条に規定する公衆浴場の経営の安定を図る観点から、原油を始めとするエネルギーの高騰の状況が沈静化するまでは当該補助は継続する必要がある。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 3 健康増進型公衆浴場改築支援助成		区民生活部管理課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区健康増進型公衆浴場改築支援助成要綱					
	目的	都と連携し、公衆浴場の改築又は改修費用を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進及び区民相互の交流促進等、区民の福祉の向上を図るとともに、区民の入浴機会の確保に役立てること。					
	事業内容	公衆浴場の所有者又は経営者が行う既設公衆浴場の改築又は改修事業のうち、区民の健康増進、区民相互の交流の促進等が図れる施設・設備等を設置するものとし、東京都による健康増進型公衆浴場改築支援助成補助制度の適用が見込め、かつ、介護予防事業、健康増進事業等において協力等が見込めるものを対象に、その改築又は改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。					
交付対象名・数	公衆浴場経営者	区内36軒	補助開始年度	18年度			
補助割合	国	%	都	25%	区	5%	
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)	-	10,000	10,000	10,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	10,000	0				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	補助対象が区内の公衆浴場で36所しかないこと、また、補助対象の経費が改築・改修事業であり、当該事業を実施するために事業主は多額の経費を必要とすること、などから、利用実績は少ない。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	当該補助は、区民の健康増進や区民相互の交流促進等、区施策を横断的に補完するものであることから、補助を継続・拡充させていく必要があると考える。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課	
個- 4 杉並区成年後見制度利用助成事業		保健福祉部管理課	
補助金の概要	根拠法令	杉並区成年後見制度利用助成事業実施要綱	
	目的	杉並区長が、老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、成年後見等の開始の審判請求手続を行い、家庭裁判所が成年後見人等を選任した場合において、成年被後見人等が成年後見人等の報酬費を負担することが困難な場合に報酬費の全部又は一部を助成する。	
	事業内容	四親等以内の親族がない等の理由で、区長が家庭裁判所に成年後見等の開始の審判の申立てを行い、成年後見人等が選任された当該成年被後見人等が、家裁による報酬付与の審判で決定した報酬金額を負担することが困難な場合に、在宅者に対して月額2万円、施設入所者に対して月額1万円を限度に成年被後見人に対して助成を行う。	
交付対象名・数	成年被後見人	1件	補助開始年度
		19年度	
補助割合	国	%	都
		50%	区
		50%	/
		17年度	18年度
		19年度	20年度
		交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)			
		2,400	2,400
		歳入	歳出
			補助金依存率
補助金決算額(千円)		120	/
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成19年度、利用実績1件 成年後見等の開始時、成年被後見人に預貯金に余裕があり、その中から支払うことが可能なため、助成の申請件数は少ない。		
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3		
理由	今後、後見業務が長期化するに伴い、被後見人の長期入院や施設入所等により多額の費用がかかり、資産の取崩しが進むことが予想され、後見人への報酬金額を負担できなくなることから、助成申請は増加が見込まれる。		
審査会評価			

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課	
個- 5 地域活動支援センター(小規模作業所)通所者 交通費助成		保健福祉部障害者生活支援課	
補助金の概要	根拠法令	未制定	
	目的	民間障害者施設が地域活動支援センターに円滑に移行できるよう誘導するとともに、移行後の安定的運営が確保できるようにする。	
	事業内容	区内で障害者施設を運営している特定非営利活動法人等が当該施設を地域活動支援センターに移行させた後にその運営が円滑に行えるよう、通所者に対し、交通費を助成する。	
交付対象名・数		地域活動支援センター通所者	
補助開始年度		19年度	
補助割合		国 %	都 %
		区	100%
		17年度	18年度
		19年度	20年度
		交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)			1,221
		歳入	歳出
補助金決算額(千円)			0
問題点		<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状		現在は実績ないが、今後小規模作業所等からの移行も考えられるため、予算措置をしている。	
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由		地域活動支援センターの確保の必要はあるが、区として現在のところ訓練等給付への移行を推進することとしている。しかし、移行できない小規模作業所等の受け皿として、地域活動支援センターへの移行も考えられるため、通所者に対し、現行の交通費補助と同様に、通所しやすい環境を整えるため、移行後の交通費補助を考慮する必要がある。	
審査会評価			

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課	
個- 6 杉並区ひととき保育・つどいの広場施設整備費補助金		保健福祉部子育て支援課	
補助金の概要	根拠法令	杉並区ひととき保育・つどいの広場施設整備費補助金等交付要綱	
	目的	杉並区ひととき保育・つどいの広場施設提供応募要綱に基づき提供があった施設の整備に関する補助金を交付する。	
	事業内容	ひととき保育・つどいの広場を実施するために必要な提供施設の改修に要する経費を、1000万円を限度に施設所有者に支払う。1施設につき1回限りとする。	
交付対象名・数	施設提供者	2人(19年度)	補助開始年度
		18年度	
補助割合	国	%	都
		50%	区
		50%	18年度
	17年度	18年度	19年度
	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)		20,000	20,000
		20,000	20,000
補助金決算額(千円)		10,000	20,000
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	区は、民間施設(住宅又は空き店舗)の提供を受けて、認可外保育施設指導監督基準を満たす保育施設に改修するにあたり、1000万円を限度に補助している。平成18年度は1戸建住宅を1所、19年度は1戸建住宅1所と空き店舗1所の提供を受けて改修費を補助した。20年度も同様の方法でひととき保育を2所整備していく予定。		
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3		
理由	「ひととき保育」の施設は、児童福祉法に定める認可外保育施設に該当するため、乳児スペースや幼児用トイレの設置などの基準を満たさなければならない。そのため、普通の住宅や空き店舗を使用する場合には、所有者が改修工事を行う必要があり、その費用を所有者に補助している。		
審査会評価			

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課			
個- 7 認証保育所等保育料補助金		保健福祉部保育課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区認証保育所等保育料補助事業実施要綱			
	目的	認証保育所等利用者の負担軽減を図るため。			
	事業内容	受託する児童の年齢と保護者の収入に応じて、認証保育所の場合は0～2歳児童1人あたり月額15,000円または20,000円、3歳以上の児童1人あたり月額10,000円または15,000円を、グループ保育の場合は月額7,500円または10,000円を助成する。			
交付対象名・数	認証保育所等利用者	19年度 531人	補助開始年度	18年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)
補助金予算額(千円)		59,363	71,715	76,880	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)		59,363	71,218		
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	認証保育所・グループ保育室利用者の100%近くの人が申請しており、利用者に好評である。またこの制度を開始して以降、認証保育所、グループ保育室とも受託率が上昇している。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	保育園待機児解消の施策として、認証保育所・グループ保育室の拡充を進めている状況であり、その利用を促す点から、利用者負担軽減策は今後も継続する必要がある。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 8 受託児健康診断料の助成		保健福祉部保育課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区家庭福祉員制度要綱					
	目的	家庭福祉員受託児の健康管理の促進及び保護者負担の軽減					
	事業内容	家庭福祉員の受託児(新規、更新)が受診する健康診断料を児童1人につき1回3,200円を上限として助成する。					
交付対象名・数	家庭福祉員受託児童			32人	補助開始年度	不明(平成元年実施は確認済)	
補助割合	国	%	都	%	区	100%	
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)	167	167	167	157	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	100	93	88				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	毎年度、有料で健康診断を受けた受託児の全員が補助金を受けている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	保育契約締結前の健康診断は受託児の健康管理という面から必要不可欠である。認可保育園等の入園児が健康診断料を実費負担していないことなどから、健康診断料を保護者に負担させることは適当でないと考えられるため継続する必要がある。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 9	杉並区前立腺がん検査補助金		健康推進課				
補助金の概要	根拠法令	杉並区前立腺がん検査補助金交付要綱					
	目的	前立腺がんの早期発見と知識の普及啓発を進め、区民の健康維持・向上を図るため。					
	事業内容	平成17年度から50歳から70歳まで、5歳毎の節目年齢の区民健診受診者に対し、区民健康診査と同時に前立腺がん検査を実施した。 平成20年度からは医療制度改革により、区民健康診査を受診しない区民にも前立腺がん検査の機会を保障するため、単独の検査を実施する。検査を受けた区民に補助金として支給し、本人負担額700円のみで受診できるようにする。 特定健診と同時実施の場合、補助金2,733円、本人負担金700円。 前立腺がん検査のみ実施の場合、補助金5,977円、本人負担金700円					
交付対象名・数	前立腺がん検査受診者	受診をした人数	補助開始年度 17年度				
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)	9,690	9,690	7,723	8,118	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	3,246	5,097	4,290		0	0	0%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	17年度は1403人が受診した。受診の結果、要精密検査を受けた人は、96人である。 18年度は1788人が受診した。受診の結果、要精密検査を受けた人は、117人である。 補助金により本人負担金700円のみで受診できるため、受診者数が向上し、疾病の早期発見、健康増進に役立っている。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	がん検診全体を見直し、整理統合する。 前立腺がん検診が、死亡率減少についてどのくらい効果があるか、国の結論がまだ出ていない。前立腺がん検査の効果について国の結論がでたら、補助金ではなく他のがん検診と同様に委託による実施も検討する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 10	就園奨励費補助金	学務課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱					
	目的	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園との保護者負担の格差の是正を図る。					
	事業内容	私立幼稚園及び類似施設に就園する3・4・5歳児の保護者で所得が一定額以下の者に対し、負担した保育料の一部を補助金として交付する。 12年度から、補助の対象を満3歳で入園した園児の保護者にも拡大するとともに、同一世帯から2人以上就園させている場合、第2子以降に対して補助金額を加算することになった。19年度からは上記第2子以降の優遇措置に加えて、小学校1、2年生に兄・姉を有する場合、それらの兄・姉を第何子かの算定にのみ含め、園児を第2子以降として補助金額を加算することになった。					
交付対象名・数	私立幼稚園児の保護者	2189名(19年度)	補助開始年度	S57年度			
補助割合	国	25%以下	都	0%	区	75%以上	
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)	182,440	183,845	184,998	186,683	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	171,849	165,934	169,398		-	-	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(補助金額の上昇、優遇措置の拡大)						
現状	19年度は、国の方針に準じ第2子以降の優遇措置を、小学校1、2年生に兄・姉を有する園児にも拡充した。20年度はさらに小学校1、2、3年生に兄・姉を有する園児にまで拡大する方針を国が示してきたが、区としては国からの歳入増の見込みが薄く、区の負担増が予測されることと、区の補助金行政への見直し等を考慮し、19年度と同様とした。 なお、現在、区内の私立幼稚園等は47園(平均入園料 約9万円、平均保育料(月額)約2万5千円)、区立幼稚園は6園(入園手数料 3千円、保育料(月額) 8千円)である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	幼稚園は義務教育ではないため、保護者が入園料・保育料を負担する必要がある。一般的に、幼児を就園させている保護者は年齢も若く所得も低い。保護者の経済的負担の軽減を図り、公立幼稚園との保護者負担の格差を是正のため、当該補助金を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課						
個- 11 杉並区優良再開発型優良建築物等整備事業補助金		都市整備部まちづくり推進課 拠点整備係						
補助金の概要	根拠法令	杉並区優良再開発型優良建築物等整備事業実施要綱及び補助金交付要綱						
	目的	優良建築物等整備事業制度要綱(平成6年6月23日建設省住街発第63号建設省住宅局長通達)に基づき、優良再開発型優良建築物等の整備を行う者に対し、区がその事業に要する費用の一部を助成することにより、市街地における環境の整備、改善と併せて良好な市街地住宅の供給を促進し、もって区民福祉の向上に寄与する事を目的とする。						
	事業内容	老朽建築物の更新や共同化による土地の合理的利用を図り、一般に公開された空地を生みだすなど、良好な住宅供給と都市環境の向上につながる国、都及び区の要綱に基づき行う任意の建築行為に対し助成を行う制度。 補助対象事業費の3分の2以内を補助する。						
交付対象名・数		優良再開発型優良建築物等整備施行者		1	補助開始年度		平成8年度	
補助割合		国	50%	都	%	区	50%	
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)				104,010	4,600	歳入	歳出	補助金 依存率
補助金決算額(千円)				104,000				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他()							
現状	東京都は平成16年度に、都心共同住宅供給補助事業と合わせて、優良建築物等整備補助事業の見直しを実施し、特に共同化タイプについては、都市計画法に基づき再開発を促進する地区(2号地区)に限定する方針に改めた。 区の要綱では、補助対象地区は区内全域となっており、駅前商業地区再生のほか、住宅地の共同化や老朽化マンションの建替えにも使えるものとなっている。							
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3							
理由	優良建築物等整備事業(共同化タイプ)の補助対象地区について、現在、見直しを検討している。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課			
個- 12 木造住宅耐震改修工事助成		都市整備部 住宅課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区木造住宅耐震改修助成要綱			
	目的	木造住宅の耐震改修を行う所有者等に対し、予算の範囲内において当該耐震改修の費用の一部を助成する。			
	事業内容	地震への不安の解消、「地震に強い安全なまちづくり」のために、耐震精密診断を受けた木造住宅に対し、改修工事に要した費用の2分の1(50万円限度)を助成する。			
交付対象名・数	耐震改修工事者	180	補助開始年度	平成17年度	
補助割合	国 45%	都 0%	区 55%	/	
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)
補助金予算額(千円)	5,000	45,000	90,000	90,000	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	3,566	24,804	25,885	/	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	・耐震改修助成の件数は、精密診断件数の90%を想定して事業計画している。 ・助成対象は、昭和56年5月以前の建物に限定している。 ・建物の老朽化と居住者の高齢化等により、改修工事に要する経費負担が重くなってきている。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	・杉並区住宅・土地統計調査特別集計分析(平成17年12月)によると、昭和56年以前建設の持ち家は40%存在する。今般策定された耐震促進計画では、木造住宅の耐震化目標が90%に設定されており、引き続き補助金を活用し、事業を推進していく必要がある。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課	
個- 13 非木造耐震改修工事助成		都市整備部 住宅課	
補助金の概要	根拠法令	杉並区非木造住宅耐震改修助成要綱	
	目的	非木造住宅の耐震改修を行う所有者等に対し、予算の範囲内において当該耐震改修の費用の一部を助成する。	
	事業内容	地震への不安の解消、「地震に強い安全なまちづくり」のために、耐震精密診断を受けた、一戸建ての非木造住宅に対し、改修工事に要した費用の2分の1(50万円限度)、賃貸共同住宅に対し、改修工事に要した費用の4分の1(100万円限度)、区分所有共同住宅に対し、改修工事に要した費用の2分の1(200万円限度)、を助成する。	
交付対象名・数		耐震改修工事者	7
補助開始年度		平成19年度	
補助割合		国 45%	都 0%
		区 55%	/
		17年度	18年度
		19年度	20年度
		交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)		0	0
		9,000	9,000
		歳入	歳出
補助金決算額(千円)		0	0
		0	/
問題点		<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状		19年度開始の事業で、まだ実績はない。 共同住宅については、居住者の合意形成等に相当な時間が必要となる。	
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由		地震による倒壊等があった場合、非木造の共同住宅は、木造戸建て住宅に比べ、周辺への影響が大きいことが予想される。精密診断により補強の必要な建物については、耐震助成を継続することで、まちの安心・安全を確保する必要がある。耐震促進計画が策定されたことに伴い、計画目標に沿って補助金を継続して活用していく。	
審査会評価			

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 14	非木造住宅等精密診断助成	都市整備部 建築課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区木造住宅以外の建築物対するに耐震診断助成					
	目的	耐震診断を行おうとする者に対し、その費用の一部を助成することにより、区内の建築物の耐震化を促進し、もって「災害に強い都市の形成」を目指す。					
	事業内容	昭和56年5月以前に建築された建築物（旧基準）で、区の耐震相談アドバイザー派遣、又は簡易診断派遣を利用し精密診断が必要とされた建築物の所有者に対し、その費用の一部を助成する。なお、助成の割合、助成限度額は、建築物の用途等により以下のとおり。 戸建住宅：1 / 2（30万円） 分譲マンション：1 / 2（150万円） 賃貸マンション・非住宅1 / 4（75万円）					
交付対象名・数	非木造建築物所有者（マンション管理組合）で耐震診断実施者	20棟	補助開始年度	18年度			
補助割合	国 33.33%	都 16.65%	区 17%				
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)		22,350	22,350	22,350	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		0	5,955				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	区の耐震改修促進計画では、平成18年現在71.3%である木造を含む区内の建築物の耐震化率を90%とする目標を掲げている。この目標に向け民間建築物の耐震化を促進しているところであるが、対象建築物所有者等は、耐震化に対する関心は高いが、耐震診断、耐震改修に相当の費用がかかるため実施者は少ない。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	既存建築物の耐震化については、国や都においても補助事業を推進しているところであり、特に緊急輸送道路沿道、木造密集地域、震災時に避難が困難となる福祉施設などの耐震化促進は区にとっても喫緊の課題である。区では、耐震促進計画で取組みを明確にし、補助金を活用しながら整備を進める必要がある。						
審査会評価							

補助割合は、建築物の用途、規模等により異なるため、国、都の補助が最大となる場合（分譲マンションで、1,000㎡、3階以上）を想定した。

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 15 アスベスト調査費補助金		環境清掃部環境課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区アスベスト調査費補助金交付要綱					
	目的	アスベスト調査費用の一部を補助することにより、アスベストの飛散を防止し、区民の健康と安全な生活環境の確保に資するため					
	事業内容	吹付けアスベストの使用実態を判断するために実施する 目視調査 成分分析調査 空気環境測定調査に係る経費の2分の1を補助する。ただし、補助限度額は次の補助対象者 については15万円、補助対象者、については30万円。 補助対象者は 区内の居住用住宅の所有者又は居住者 事業用建築物を所有又は使用している中小企業者 その他区長が特に認める者。					
交付対象名・数	吹付けアスベストの調査を実施した、区内の建築物の所有者等	居住用住宅 5件 事業所建築物等 15件	補助開始年度	17年度			
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)	12,000	16,500	5,250	2,250	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	722	396	0				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	アスベスト問題が大きく取り上げられたときは、調査需要も大きくなったが、その後は問い合わせはあっても補助に至らないケースも見られる。吹付けアスベストが使用された建物であっても、すぐには解体、建て替えが進まず、所有者等の経済状況・意向等に大きく左右される。アスベスト調査についても同様に、建て替え需要に応じて必要性が生じたときに実施される。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2 - 1	<input type="checkbox"/> 2 - 2	<input type="checkbox"/> 2 - 3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	吹付けアスベストが使用された建物は今後40年前後の間に徐々に解体され、減少していくと思われる。その際、適正に解体・処理するためには、建物の解体工事前のアスベストに関する事前調査が重要である。調査が十分に行われず、解体工事に伴い吹付けアスベスト等が飛散した場合には、周辺の区民の健康に重大な影響が及ぶため、事前調査が適正に行われ、長期にわたり補助金の需要が見込まれる。 なお、昨年度は補助金の実績がなかったが、従前国内では使用されていないとされたトレモライトなど主要3種以外のアスベストが昨年検出され、それらの調査についても本補助制度は対応できることから問合せも増え、20年度の補助金の需要は多くなると考える。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 16 杉並区雨水貯留槽設置助成金		環境清掃部環境課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区雨水貯留槽設置助成金交付要綱					
	目的	雨水の循環利用を促進し、都市型水害における雨水流出の抑制及び防災対策の推進を図り、もって都市の安全性の向上と環境に配慮したまちづくりに役立てることを目的とする。					
	事業内容	雨水貯留槽を設置する個人及び事業所に対し次のとおり助成する。 小型雨水貯留槽(有効貯水量0.5m ³ 以下): 本体価格の2分の1の額。限度額3万5千円。 大型雨水貯留槽(有効貯水量0.5m ³ 超): 有効貯水量1m ³ あたり7万円を乗じた額。限度額30万円。					
交付対象名・数	区内に雨水貯留槽を設置する個人及び事業所	小型雨水貯留槽 30件 大型雨水貯留槽 2件	補助開始年度 18年度				
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)		1,650	1,650	1,650	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		520	853				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(助成件数の伸び悩み)						
現状	区民の関心は高く、問い合わせ等に対し数多く資料の送付を行っている。しかし、実際に貯留槽を購入し助成金を申請する区民は少なく、助成件数は伸び悩んでいる。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	雨水貯留槽の有効性や経済性は一定程度認知されてきており、またプラスチック製などの廉価な商品も数多く販売され購入しやすくなってきていることから、事業開始から3年を経過する平成20年度をもって終了する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 17 コンポスト容器購入助成		清掃管理課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 杉並区コンポスト容器購入費補助要綱					
	目的	ごみの発生を抑制しリサイクルの意識を高める					
	事業内容	区があっせんするコンポスト容器購入者に対し、購入価格の半額を補助金として交付する。					
交付対象名・数	区があっせんするコンポスト容器購入者	218	補助開始年度 18年度				
補助割合	国 %	都 0%	区 100%				
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)		615	615	415	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		327	396				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	申込者は年間100件前後あり、区民の補助金に対するニーズは、高い。また、環境問題とリサイクルに関する区民の意識の高まりの中でコンポストに対する区民の関心は高まっている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	一般廃棄物処理基本計画の中でごみの減量化は必須の優先課題である。一般家庭の生ごみ処理を進める上で、一般家庭の協力を得るためには、コンポストに対する補助金は不可欠のものである。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課						
個- 18 家庭用生ごみ処理機購入助成		清掃管理課						
補助金の概要	根拠法令	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 杉並区家庭用生ごみ処理機購入費補助要綱						
	目的	ごみの発生を抑制しリサイクルの意識を高める						
	事業内容	家庭用生ごみ処理機購入者に対し、購入価格の半額(上限2万円)を補助金として交付する。						
交付対象名・数	家庭用生ごみ処理機購入者			199	補助開始年度	18年度		
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%		
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)			2,000	2,000	2,200	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)			1,984	1,945				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	補助金利用申請は、補助の対象件数を越える申込みがあり、対象約100件に対して2倍近い応募がある。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3							
理由	一般廃棄物処理基本計画の中でごみの減量化は必須の優先課題である。一般家庭の生ごみ処理を進める上で、一般家庭の協力を得るためには、家庭用生ごみ処理機に対する補助金は必要である。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
団- 1 空き巣等の防犯対策助成金(防犯カメラ設置)		危機管理室 危機管理課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区の防犯協会に対する事業補助金交付要綱					
	目的	防犯協会の防犯活動(空き巣等の防犯対策)における諸事業の円滑な運営を図るため、事業経費の一部を補助する。					
	事業内容	空き巣等の防犯対策の一環として、防犯協会が区内の必要箇所に防犯カメラを設置している。その設置経費等を助成する。					
交付対象名・数	区内防犯協会	3団体	補助開始年度 18年度				
補助割合	国 %	都 %	区 100%				
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)		6,200	11,655	16,309	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		6,200	11,655		6,308	6,308	98%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	防犯協会では平成19年度末現在、区内に100台の防犯カメラを設置している(18年度:50台、19年度:50台)。空き巣犯罪の発生件数は、18年:1,206件、19年:385件と減少しており、特に、防犯カメラの設置を開始した18年7月からは発生件数が減少している。 実施計画事業:「犯罪に強いまちづくり」						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	防犯効果を持続させるためには、中長期的に防犯カメラを設置することが必要である。防犯協会の設置する防犯カメラは、リース契約によるものであるが、リース契約終了後も撤去を行わず、継続設置(リース契約更新)の必要性は極めて高い。そのため、補助事業継続を望む声が強い。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課													
団- 2 防犯自主団体活動助成金(継続活動団体)		危機管理室 危機管理課													
補助金の概要	根拠法令	杉並区地域防犯自主団体活動助成金交付要綱													
	目的	安全な地域社会の形成のために自主的な地域防犯等の活動を充実又は継続している団体に対し、防犯活動に要する経費の一部を助成する。													
	事業内容	設立活動助成の交付決定通知書を交付されてから3年を経過した年度において、引き続き防犯・安全パトロールなどの活動を月3回以上取り組んでいる防犯自主団体に対し、その会員数に応じて活動にかかる経費の一部(限度額 20名以上30名未満 5万円、30名以上40名未満 7.5万円、40名以上 10万円)を助成。													
交付対象名・数		地域防犯自主団体		18団体(18年度)		補助開始年度		18年度							
補助割合		国 %		都 %		区 100%									
		17年度		18年度		19年度		20年度		交付団体等の決算状況(18年度)					
補助金予算額(千円)				2,500		4,150		1,050		歳入		歳出		補助金依存率	
補助金決算額(千円)				1,525		2,580				2,706		2,706		56%	
問題点		<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()													
現状		区が行う安全パトロールとあわせて、地域住民の自主的な防犯活動によって防犯効果を高めることができている。平成20年4月現在、地域防犯自主団体は138団体である。 活動継続年数及び活動人数が補助金交付の基準を満たし、交付対象となった団体は、18年度:18団体、19年度:33団体であるが、継続活動助成金は設立時助成金(19年度末廃止)を受け、かつ3年目の年度において継続して活動している団体が対象となるため、年度により対象団体が異なる。 実施計画「地域防犯対策の推進」													
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3													
理由		自主防犯団体の組織体制の維持と防犯活動の継続実施のためには、ある程度の経費補助が今後とも必要である。また、限度額の増額について各団体から強い要望がある。													
審査会評価															

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課						
団- 3 コミュニティ助成		区民生活部地域課						
補助金の概要	根拠法令	コミュニティ助成事業実施要綱						
	目的	財団法人自治総合センターは、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、この要綱の定めるコミュニティ活動に助成を行なうことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うものとする。						
	事業内容	以下の事業に対する助成事業 (1)一般コミュニティ助成事業 (2)緑化推進コミュニティ助成事業 (3)自主防災組織育成助成事業 (4)コミュニティセンター助成事業 (5)青少年健全育成助成事業						
交付対象名・数	高円寺北二丁目町会	1	補助開始年度	19年度				
補助割合	財団法人自治総合センター	100%	都	%	区	%		
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(19年度)		
補助金予算額(千円)				2,200	2,500	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)				2,200				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(現状に記入のとおり)							
現状	助成金に関しては財団法人自治総合センター(以下センターと表記)が募集し、内容審査し交付金額の決定をしており、区はコミュニティ組織(町会・自治会)からの申請窓口となり、センターへ引き渡す役割を担っている。会計上、一旦センターから区へ入金され、その後区からコミュニティ組織へ補助金として交付する形となっている。この助成金に対してのコミュニティ組織からの問合せは増加している。							
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 - 1 <input type="checkbox"/> 2 - 2 <input type="checkbox"/> 2 - 3 <input type="checkbox"/> 3							
理由	財団法人自治総合センターで事業が継続され、コミュニティ組織から要望が続く状況であれば、区として申請受付等の業務は継続して行う。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
団- 4 商店街防犯カメラ設置補助金		区民生活部産業経済課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店街防犯設備の整備等に対する補助金交付要綱					
	目的	防犯設備等の設置、また維持に係る経費を補助することにより、商店街への防犯カメラの設置を促し、安全・安心の街づくりに寄与することを目的とする。					
	事業内容	商店街が商店街区域内に「防犯カメラ」を設置することにより発生する、購入費や工事費等、また設置後経常的に発生する電気料や保守経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	杉並区内指定商店街	7箇所	補助開始年度	16年度			
補助割合	国	%	都	50%	区	50%	
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)	30,000	12,000	13,213	7,940	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	6,000	9,230	6,097				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	商店街は不特定多数の人々が利用することから、安心・安全に利用できることが望まれる。防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止効果や事故、事件等の発生時には早期解決のために役立てる効果が期待できる。なお、東京都からの補助は、現在区が「安全・安心まちづくり地区」に指定している、高円寺地区の商店街が防犯カメラを設置する場合に限る。平成19年度より電気料や保守委託契約など経常的な費用についても補助を開始した。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2 - 1	<input type="checkbox"/> 2 - 2	<input type="checkbox"/> 2 - 3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	商店街を始めとする地域の治安をより安全にするためには、商店街の防犯カメラの設置は1つの有効な防犯対策であり、商店会、利用者、警察などから補助金制度を継続してほしいと言う要望があるため、20年度以降も実施していきたい。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
団- 5 杉並区商店街・街の駅モデル事業費補助金		区民生活部産業経済課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店街・街の駅モデル事業費補助金交付要綱					
	目的	商店街としての快適な買い物の場づくりだけでなく、地域コミュニティの中心とし、街の駅を核として商店街や地域の活性化を図っていくことを目的とする。					
	事業内容	「街の駅」は、商店街の案内所などとしての機能に加え、高齢者や障害者にも利用しやすい休憩所やトイレを提供する他、集会や展示、交流自治体の物産展など各種イベントの会場、パソコン・インターネットの利用、安全パトロール隊の基地、その他多目的な機能を持たせる。地域住民の交流の場として、また、様々な地域情報の受発信の拠点、まちの安全・安心の拠点ともなるスペースとする。こうした「街の駅モデル事業」を行うための経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	西武井荻商店街振興組合	1ヵ所	補助開始年度	18年度			
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/			
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)	-	8,000	8,000	8,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	8,000	8,000	/	19,886	19,886	40%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成18・19年度の2年間はモデル事業として実施し、19年度の高円寺銀座商店会協同組合と合わせて区内に2ヵ所の街の駅が開設された。(平成20年度はモデル事業ではなく本格実施。)この取り組みは外部からも注目されており、他県からも視察や問い合わせがある。開設された街の駅では来街者に自由にお使いいただく他、商店街のイベントや野菜の即売会などを開催したりしている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	/	
理由	最初の街の駅が開設されてからまだ1年しか経過していないため、有効性・成果の検証が不十分ではあるが、それぞれの商店街が独自性を持った使い方をしていくことで商店街の活性化にも結びつき、新たな可能性や展開の期待できる事業だと思われる。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称					担当部課			
団- 6 杉並産業協会情報化推進等補助金					区民生活部産業経済課			
補助金の概要	根拠法令	杉並産業協会補助金交付要綱						
	目的	杉並産業協会が行う情報化推進等の事業に要する経費に係る補助金を交付し、工業の振興を図る。						
	事業内容	杉並産業協会が行うホームページ作成や会報作成などの情報化推進等の事業に要する経費に係る補助金を交付する。						
交付対象名・数		杉並産業協会		1団体	補助開始年度		平成19年度	
補助割合		国	0%	都	0%	区	100%	
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)		-	-	800	800	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		-	-	800		18,176	18,176	6%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input checked="" type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	杉並産業協会は、厚生労働大臣の認可を受けて設立された労働保険事務組合であり、中小企業の労働保険の事務手続きを廉価(会費)で代行する業務を行っている。会員数が伸び悩む杉並産業協会にとって、新規加入者の確保のために協会の知名度向上を図る必要がある。ホームページ等による一般区民、工業関係者へのPRや情報提供、会員を対象に行う各種セミナーの開催を区の補助金により行っている。							
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	事業所数の減少が著しい工業関係の会員、団体を対象とした協会の維持運営のためには、少ない対象の中から新規会員、団体の加入促進及び現状会員等の継続加入が必要である。引き続き区の補助金を活用して協会のPRや情報提供関連事業を継続していきたい。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
団- 7 魅力ある都市農業育成対策事業補助金		区民生活部産業経済課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区魅力ある都市農業育成対策事業補助金交付要綱					
	目的	優れた技術や創意工夫を発揮して積極的な経営を進める農業者グループを支援し、区民と農業者、次代を担う後継者にとって魅力ある都市農業の実現を図る。					
	事業内容	東京都が実施する「魅力ある都市農業育成対策事業」を活用し、(1)農畜産物ブランド化推進事業、(2)環境調和・多面的機能発揮事業、(3)地産地消・農産物安心確保促進事業、(4)農業チャレンジャー支援事業、について、事業の実施に必要な経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	杉並区エコファーマー施設栽培研究会	1団体	補助開始年度 19年度				
補助割合	国 0%	都 67%	区 33%				
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)			7,500	7,500	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)			7,500				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	ハイハウス5棟とそれぞれに暖房機を設置し、トマトの長期採りなどにより、冬場など端境期の直売所出荷品数の増加を図り、今まで週2回実施していた直売を、週3回に増やすことができた。また、開口部に専用のネットを張ったハイハウスの設置により、害虫の発生を抑え、農薬の使用量を最小限にして、安全な生産物の供給と周辺住民への健康被害の発生を防止している。						
	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	様々な障害のある都市部での農業において、直売所への出荷量が増加するなど事業の拡大に実績を出し、積極的な農業経営に対する支援策として有効に機能していることから、今後も農業振興対策として必要な補助金であると考えられる。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課						
団- 8 杉並区福祉有償運送事業補助金		保健福祉部管理課						
補助金の概要	根拠法令	杉並区福祉有償運送事業補助金交付要綱						
	目的	NPO等が行う福祉有償運送事業に助成をし、移動困難者の外出を支援する。						
	事業内容	NPO等が道路運送法第79条による登録を受けて行う自家用有償旅客運送事業に対して補助を行う。						
交付対象名・数		福祉有償運送団体		4(19年度)	補助開始年度		18年度	
補助割合		国 %		都 50%		区 50%		
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)			4,125	10,755	10,663	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)			2,241	5,103		-	-	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	運行実績に基づき、車両に対する検査費等の維持経費や運行管理を行う人件費等について補助を行っている。平成18年10月の道路運送法の改正により、運賃や運行管理についてかなり厳しく規制が加えられている中で、区が福祉有償運送団体に対して財政的な支援を行う必要性は十分ある。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3							
理由	平成18年10月の道路運送法の改正により、福祉有償運送団体の法的な位置づけが明確になった。運行管理や料金についても通達によりかなり厳しく規定され、NPO等の経営を圧迫している。一方移動困難者に対する移送サービス供給量は、福祉タクシーや介護タクシーなど様々な事業者が参入してきているが、まだ不足しているのが現状である。今後NPO等の新規参入や運行事業を拡充するために、継続して補助していく必要がある。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課	
団- 9 杉並区障害者自立支援法移行促進事業補助金		保健福祉部障害者生活支援課	
補助金の概要	根拠法令	杉並区障害者自立支援法移行促進事業補助金交付要綱	
	目的	民間障害者施設が早期に自立支援法に定める事業へ円滑に移行できるように誘導するとともに、移行後の安定的な運営が確保できるようにする。	
	事業内容	区内で障害者施設を運営している社会福祉法人等が当該施設を障害者自立支援法に定める事業に移行させた後にその運営が円滑に行えるよう、事業に要する経費の一部を補助する。	
交付対象名・数	民間障害者施設	1	補助開始年度
		19年度	
補助割合	国 %	都 包括補助対象事業	区 %
		/	
		17年度	18年度
		19年度	20年度
		交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)		27,907	6,846
		歳入	歳出
補助金決算額(千円)		11,685	
		/	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()		
現状	区は本要綱に基づく様々な補助対象経費を設定するとともに、民間障害施設に対して障害者自立支援法に定める事業への移行を勧奨しているところであるが、移行への具体化が進むようになった。		
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3		
理由	民間障害者施設が障害者自立支援法に定める就労継続支援、就労移行支援等の訓練等給付に移行することは、充実した生産活動の場の整備と利用者の安定した工賃確保など具体的な成果につながっている。また、移行することにより、区の負担の減少が見込まれ、当面、支援策の一つとして補助は必要である。		
審査会評価			

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
団- 10 杉並区授産施設利用者支援等事業補助金		障害者生活支援課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区授産施設利用者支援等事業補助金要綱					
	目的	障害者の地域における自立のため、授産施設利用者の工賃向上を目指し、施設運営者、企業及びNPOが連携して、共同受注、自主生産品の開発、販路の確保及び支援職員の技能向上などに取り組む「すぎなみ仕事ねっと」の運営を支援する。					
	事業内容	「すぎなみ仕事ねっと」に係る下記事業に要する経費の一部を補助する。 ・企業からの共同受注の調整に係る事業(受注体制構築、HP等によるPR等) ・自主製品の共同開発に係る事業(自主精米販売等) ・製品の販路開拓に係る事業(PRについてのコンサルタントへの相談等) ・支援職員の技能向上に係る事業(講座開催等) ・事務局運営に係る事業					
交付対象名・数	すぎなみ仕事ネット			1	補助開始年度	18年度	
補助割合	国	%	都	100%	区	%	/
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)		3,535	3,535	3,535	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		1,836	2,836		3,536	1,837	52%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	現在17団体が加盟。制度の趣旨内容が区内外に周知され、共同受注や自主生産品の販路が拡大し、工賃アップにつながっている。 区役所ロビー販売の充実、阿佐谷パールセンター商店街との連携が進んだ。 自主生産品である精米作業において、関係した7施設の利用者321人の工賃が毎月500円アップした。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 - 1 <input type="checkbox"/> 2 - 2 <input type="checkbox"/> 2 - 3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	効率的な事業運営や利用者の所得保障の面から、作業所の事業改革ならびに利用者の工賃アップはますます必要となる。目標である「工賃の3年で1.5倍アップ」を目指すため、継続して補助していく必要がある。都の先駆的事业として認められ、都の補助金が21年度まで継続することとなった。加盟施設中11施設が0.5%～45%工賃アップしている。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
団- 11 知的障害者援護施設給食費助成		障害者生活支援課					
補助金の概要	根拠法令	知的障害者援護施設給食費助成要綱					
	目的	利用者の負担軽減を図るとともに、民営施設が安定的に給食を提供できるようにする。					
	事業内容	杉並区内で利用者に給食を提供している区立施設を除く通所の知的障害者援護施設に対し、その給食提供に要する費用の一部を助成する。					
交付対象名・数	知的障害者援護施設	19年度 2		補助開始年度		18年度	
補助割合	国	%	都	%	区	100%	
	17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)		3,084	1,440	0	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		939	826				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	障害者自立支援法の施行により、利用者の給食費について区独自の利用者負担軽減策として20年3月までの2年間の経過措置を設け、国基準である1食650円を上回る額の助成を行うこととした。20年度も国と同様に、この措置を継続し、利用者の負担軽減を図ることになった。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	国は利用者の負担感がいまだ解消されないことから、法施行3年後の抜本的見直しに向けた緊急措置として20年度以降も負担軽減措置を図る中、利用者が通所する当該施設の経営努力だけでは解消できない1650円を上回る給食費経費については助成の継続は必要である。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課						
団- 12 杉並区ひととき保育・つどいの広場運営費等補助金		保健福祉部子育て支援課						
補助金の概要	根拠法令	杉並区ひととき保育・つどいの広場運営費等補助金交付要綱						
	目的	杉並区ひととき保育・つどいの広場運営要綱に基づきひととき保育・つどいの広場を運営する事業者に対し、運営費等の補助金を交付する。						
	事業内容	就学前の子どもを短時間預かるひととき保育と乳幼児親子が気軽に集い、親子の交流を深め育児相談ができるつどいの広場を、区の空き施設や民間施設を活用し、地域の子育て団体やNPO法人、民間事業所等が運営する。初度調弁の購入に要する経費、運営費、家賃費の一部を区が助成する。						
交付対象名・数	ひととき保育運営事業者	5団体(19年度末)		補助開始年度		18年度		
補助割合	国	%	都	ひととき0% つどい12/3	区	ひととき100% つどい11/3	/	
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)			24,500	53,000	77,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)			6,330	31,580	/	6,904	6,394	92%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	事業を開始するにあたり必要な初度備品、事業にかかる人件費や施設維持管理経費、家賃代等を区が補助することにより、開設当初から安定した運営ができています。ひととき保育の利用者は増えており、運営団体に現状の補助金を助成することにより、計画どおり施設整備が進んでいる。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						/	
理由	運営団体は、地域の子育て支援団体や主婦層が中心のNPO法人や地域大学卒業生が中心のNPO法人など、経営力の弱い事業所が多く、今後整備する施設も同様の団体が担う可能性がある。そういう団体が新たに事業を開始し、安定した運営を継続するには現状の補助金が必要である。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課	
団- 13 杉並区認定こども園運営費等補助金		保健福祉部 保育課	
補助金の概要	根拠法令	杉並区認定こども園運営費等補助金交付要綱	
	目的	認定こども園の運営費の助成	
	事業内容	各月初日に在籍する月160時間以上の利用契約をした児童数に、月額単価(3歳児月額21,060円、4歳から就学前は月額18,450円)を乗じた額を、運営費等補助金として交付する。	
交付対象名・数		学校法人 アルウィン学園	1
補助開始年度		19年度	
補助割合		国 0%	都 50%
		区 50%	/
		17年度	18年度
		19年度	20年度
		交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)		4,174	8,347
		歳入	歳出
補助金決算額(千円)		2,383	/
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	19年度11月より認定の1園で、多くの子どもが延長保育を利用している。また、認定申請の準備中の幼稚園が現在1園あり、延長保育利用者増加の可能性が見込まれる。		
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3		
理由	保育所入所待機児童の解消・幼稚園の定員割れ対策及び地域における子育て支援を行う総合施設として、認定こども園運営の助成は必要である。		
審査会評価			

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課	
団- 14 美化推進組織活動補助金		環境清掃部環境課	
補助金の概要	根拠法令	杉並区美化推進組織活動補助金交付要綱	
	目的	路上禁煙地区等で清掃活動などを行っている自主団体の活動を支援することで、地区内の環境美化の推進を図ることを目的とする。	
	事業内容	路上禁煙地区等で清掃、環境美化のPR及びパトロール等を行っている自主団体に対して、10万円を限度とし対象経費の3分の2以内を補助する。	
交付対象名・数		美化推進団体	100
補助開始年度		18年度	
補助割合		国 %	都 %
		区	100%
		17年度	18年度
		19年度	20年度
		交付団体等の決算状況(18年度)	
補助金予算額(千円)		0	800
		800	800
補助金決算額(千円)		0	0
		0	0
問題点		<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	路上禁煙地区内の既存の地域団体には、箒・塵取りなど環境美化活動のための機材やペナントなど啓発のための資材がすでに行き渡っており、あらたな要望は寄せられない。また、路上禁煙地区以外の地域団体からの新規の問い合わせは無い。		
適正化の方向		<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	路上禁煙地区の周知活動の一環として創設された補助金であり、禁煙地区の存在がかなりの区民に認知されるようになってきた。路上禁煙、吸殻のポイ捨ても減少し、地域住民による活動実績は減少傾向にあるため、20年度の補助金の利用状況を検証し、今後の方向性を検証したい。		
審査会評価			

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課						
団- 15 杉並師範館補助金		教育委員会事務局庶務課						
補助金の概要	根拠法令	杉並師範館補助金交付要綱						
	目的	杉並区の新しい学校づくりに寄与し、日本の教育再興の礎となるべく設立された杉並師範館の運営及び事業を支援するため、館の運営等に要する経費の一部を補助する。						
	事業内容	杉並師範館は、熱意あふれる教師を地域の責任により養成するための教師養成塾である。 小学校教員免許取得予定の学生や既に取得済みの社会人等を対象に、全国から毎年30名程度募集し、人を教える人間力とともに実践的指導力に重点を置いた独自のカリキュラムにより、一年間修塾する。 一年間の修塾後、塾生を対象に杉並区教育委員会の採用選考を行い、杉並区立小学校の教員として杉並区独自に採用する。						
交付対象名・数		1		施設	補助開始年度		17年度	
補助割合		国	%	都	%	区	100%	
		17年度	18年度	19年度	20年度	交付団体等の決算状況(18年度)		
補助金予算額(千円)		28,000	41,714	41,714	41,714	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		14,318	36,070	38,107		39,563	39,563	91%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()							
現状	杉並師範館は、平成18年度第一期生20名を養成し、19年度はじめて杉並師範館を卒塾した塾生が杉並区立小学校に配属された。また、第二期生29名もこの4月に配属されたばかりである。実質養成をはじめ2年、区立小学校に配属されて1年であり、杉並区の教育向上にどの程度寄与しているのか、有効性・成果を検証するには人数も少なく、期間が短かすぎるのが現状である。短期的に見れば、個人差はあるが、総体として、熱意を持って積極的に仕事に取り組む姿勢、杉並区の教師としての自覚に立った地域の方との関わりなど、生徒、保護者、地域の方から高い評価を得ている。							
		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2 - 1	<input type="checkbox"/> 2 - 2	<input type="checkbox"/> 2 - 3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	上記のとおり、杉並師範館では気高い精神と卓越した指導力を持った教師を養成し、卒塾生は杉並区の独自採用教員として区立小学校に配属されているが、現時点では杉並区の教育向上にどの程度貢献しているのか検証するには、採用人数も少なく、期間も短い。このため、しばらくは補助事業として継続的に行い、有効性・成果の検証ができる段階で、その結果により補助の見直しが必要かどうか検討していく。							
審査会評価								

杉並区補助金適正化審査会設置要綱

〔平成20年4月10日〕
20杉並第2146号

(設置)

第1条 杉並区から支出する補助金について、補助金の客観性・合理性を審査するため、杉並区補助金適正化審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区から支出する補助金の審査に関すること。
- (2) その他区長が特に必要と認める事項

(構成)

第3条 審査会は、5名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から審査結果を報告する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選とする。

2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、会長に審査会の開催を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び関係職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 審査会の会議は、公開とする。ただし、審査会の決定により、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、政策経営部財政課とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

2 この要綱は、審査会の所掌事項の審査結果の報告をもって廃止する。

杉並区補助金適正化審査会 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	いじま ひろくに 飯島 大邦	中央大学 経済学部 准教授
	おおすぎ さとる 大杉 寛	首都大学東京 大学院 教授
	なかむら きょうこ 中村 香子	日本公認会計士協会東京会杉並会 副会長
	みなみ まなぶ 南 学	横浜市立大学 理事・教授 横浜市立大学エクステンションセンター長
	やまだ えいじ 山田 英二	株式会社三菱総合研究所 主席研究員

(五十音順)

杉並区補助金適正化審査会審査経過

回数	開催年月日	審議内容
第1回	平成20年5月20日	区財政及び補助金の現状、 補助金事務の基本的な流れの説明
第2回	平成20年6月9日	個人に対する補助金の審査（5件）
第3回	平成20年7月22日	個人に対する補助金の審査（13件）
第4回	平成20年8月27日	団体に対する補助金の審査（8件）
第5回	平成20年9月26日	団体に対する補助金の審査（7件）
第6回	平成20年10月20日	商店街に関する補助金の重点審査（12件）
第7回	平成20年11月11日	既存補助金の総括、報告書内容検討
第8回	平成20年11月28日	提言（報告書）の提出

参 考 资 料

個人に対する補助金1

補助金審査結果・各主管課対応結果一覧

補助金の名称	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委任至化	基本的考え方	現在の各主管課における各種補助金の取り扱い
1 震災時生活用水井戸整備補助金	防災課						基本的考え方 震災時の生活用水の確保は極めて重要であり、補助の必要性は理解できる。区民への周知を徹底させたい。	基本的考え方 19年度に107名の井戸登録者に対して調査を実施し、「水が湧いた」「建替えに伴い井戸を埋めた」「高齢化に伴い管理できない」といった理由で、17名が登録を辞退した。今後も震災時生活用水井戸の登録確保をしいたいためには、修理補助金（現在上限3万円）の引き上げを検討していきたいことが必要。
2 貸与宿泊施設区民宿泊費補助金	区民生活部管理課						補助の必要性は理解できる。なお、利用が特定の者に片寄らないよう利用回数制限することや低所得者対策として所得制限を導入することなどについて検討する余地がある。	利用が特定の者に偏ることについては、区民保養機会を提供するという事業の目的から利用回数制限を設けることは、社会的に公平な活動や区民参加の拡大にとり、多くの区民に利用してもらえらるべきである。また、低所得者対策としての所得制限の導入については、検討を行ったものの、区民利用自体が低下しつつある中で、事業目的に鑑み導入は適当ではないとの判断のもと、実施していない。
3 空き店舗活用事業補助金	産業経済課						商店街活性化のため補助の必要性は理解できるが、利用実績を残すよう努力してほしい。	制度の積極的な周知や補助率の見直し等に取り組み、実績の向上に努めていきたい。
4 地域密着型事業コンテンツ助成金	産業経済課						制度の立ち上げに至っていないことから、一旦廃止した上で、事業執行方法の再構築を図る必要がある。	18年度より廃止とした
5 体験型運動運営管理補助金	産業経済課						民間等に補助を行い、体験型運動を区民に提供することで、区はその役割を十分果たしている。従って、管理運営経費で補助する必要性は薄く、廃止すべきである。	現利用者の募集に当たっては、運営管理補助金の交付を前提に検討された利用料が提示されており、利用途中での廃止はできない。また、区内初の体験型運動で、経営も順しく補助の必要があったため、補助金の支出を継続した。
6 ほかサービス第三者評価事業補助金	保健福祉部管理課						受給的な第三者評価は、区民の選択基準を明確にする上で、重要であり、今後、事業者、利用者双方の理解を得る努力を期待する。	広域及び事業連合会を通じて第三者評価受給補助金を行うことも周知し、事業者の取り組みを促進した。また、受給結果が公表され利用者に情報提供されているため、サービスの選択の幅が広がっている。
7 心身障害者(児)通所訓練・指導施設通所者交通費等助成	障害者生活支援課						障害者自立支援法の成立により、今後、障害者施設の実業体系の再編が行われるので、その動向をふまえて、交通費、給食費の補助のあり方について検討する必要がある。	国も給食費を含め障害者の負担軽減を図る措置を講じていることになり、当面、交通費、給食費等の補助について継続することとし、今後は国の動向を注視しながら対応する。
8 家族介護者ヘルパー受講料助成金	介護保険課						介護保険制度の廃止により、今後、障害者施設の実業体系の再編が行われるので、その動向をふまえて、交通費、給食費の補助のあり方について検討する必要がある。	平成17年度未廃止
9 介護保険住宅改修支援事業補助金	介護保険課						当面、補助の必要性は理解できるが、今後の介護保険制度の動向を見極めていく必要がある。	平成18年4月の介護保険制度改正の内容を踏まえ、引き続き補助の必要があるかと評価している。
10 外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助金	区民生活部管理課						当面、補助の必要性は理解できるが、所得制限の導入や低所得者手厚くするなど検討の余地はある。	本補助金の対象者に対する所得の把握は、その対象者の多くが外国籍であることから所得把握を正確に行うことが極めて困難である。また、補助対象者の中で、正確に把握できる者と把握できない者が混在することから、対象者の把握に不均等が発生する恐れもあり、所得制限の導入は慎重にならざるを得ない状況にある。
11 文化財保存事業費補助金	社会教育スポーツ課						当面、補助の必要性は理解できる。今後、文化財の効果的な維持・保存が図られるよう補助金のあり方を検討されたい。	文化財が個人の所有物であるだけでなく、国民区民全体の財産であるという認識が認められ、より効果的な補助金の支出の必要性が認められたものと評価する。今後は、検討を重ね、より効果的な補助金を確保したい。
12 幼稚園等児童の保護者に対する補助金	学務課						公私立委託正・受託者負担、補助金削減等の観点から、区の示した見直しの方向性は理解できるものであり、早期に検討されることを期待する。	区は、就学前の子とがいる世帯への経済的負担軽減を強化するため、18年度から子育て応援券を所得制限なしで導入したが、当該児童は、この方向と矛盾が生じている。また、法改正により、今後の幼稚園の目的や役割などの明確化が図られ、区立を含めてそのあり方の見直しが必要となっている。こうした状況の変化も踏まえ、引き続き検討していく。
13 水道管住宅等避難整備事業助成金	まちづくり推進課						当面、補助の必要性は理解できるが、防災性の向上という観点から利用実績を向上させる工夫が必要である。	まちづくり(リ)ニューズの発行、各戸配布やパンフレットの発行などにより、普及啓発に努める。
14 都市防災不燃化促進補助金	まちづくり推進課						燃焼試験の高い地域を不燃化促進地域に指定し、延焼遮断帯の形成や避難路の確保を図ることは重要であり、補助の必要性は理解できる。	延焼の拡大を防ぐとともに避難路を確保するために、幹線道路等の沿道建築物の不燃化を促進する。
15 街なみ環境整備事業助成金	まちづくり推進課						国による承認を受けた大田黒公園周辺地区環境整備事業が終了する18年度までとすることは妥当である。	平成19年3月31日事業完了
16 高齢者住宅整備費助成	住宅課						新規助成は廃止済みで、既定の利子補給のみを継続する必要性は理解できる。	事業の必要性から継続する。
17 民営自転車駐車場整備事業助成金	交通対策課						当面、補助の必要性は理解できる。なお、今後を考慮し自給型として民営駐車場を整備していく方針なら、助成額の引上げや管理費助成期間の延長などの誘導策を講ずることも検討する必要がある。	平成19年3月29日付、杉並区33781号で、杉並区民営自転車駐車場整備事業補助金交付要綱の一部改正(平成19年4月1日から施行)を行い、建設費補助額を削減した。なお、管理費助成期間の延長については、現行どおりとす。平成19年度には、新たに1件の申請があり、60台規模の民営自転車場が整備された。
18 私道排水設備補助金	杉並土木事務所						良好な生活環境の整備を進めていくために補助の必要性は理解できる。また、受益者負担の検討も必要と考える。	負担率の強化により、整備が進まなくなるとの懸念が懸念されるため、当面、現状維持とする。
19 雨水浸透施設設置助成金	建設課						雨水流出抑制対策事業を推進するため補助の必要性は理解できる。	集中豪雨による浸水被害が起きる現状で、雨水流出抑制対策事業の円滑な実施には非常に重要と見做され、総合治水対策促進のため民営個人・法人への補助を行うことは、事業効果を高める施策として重要とされている。平成19年度は補助的なPFI等により、助成件数が増加している。

団体に対する補助金1

補助金審査結果・各主管課対応結果一覧

補助金の名称	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方	現在の各所管課における各種補助金の取り扱い
職員互助会補助金	職員課						内部努力を徹底し、福利厚生事業の再構築を図るとともに、補助水準の適正化を検討したい。	基本的考え方等で示された要旨等に対する主管課の対応等
教職員互助会補助金	庶務課						内部努力を徹底し、福利厚生事業の再構築を図るとともに、補助水準の適正化を検討したい。	地方公務員法第42条は厚生制度について、自主的実施を地方公共団体に義務づけており、その事業の中心として、条例を定め互助会を設置し、予算の範囲内で補助金を交付している。互助会の事業運営は、社会通念上容認される運営内容であると考え、更なる内部努力の徹底を求めている。
防犯協会に対する事業補助金	危機管理対策課						地域の安全・安心を確保するため、協会の役割は重要であり、補助の必要性は理解できる。ただし、取組が乏しく、3団体とも補助金に対する繰越金の割合が高いため、その原因を調査し、必要に応じて削減等適切な措置を講じたい。	補助水準については、対会費1:1の現行水準が妥当と考え、補助金…H16 1:1、H17 - H18 0.8:1、H19 - 1:1
地域防犯自主団体活動助成金	危機管理対策課						15～19年度の5年間のサンセット事業とし、19年度まで終了することは妥当である。ただし、今後、地域の自主的活動が継続する支援のあり方を検討された。	18年度補助金適正化審査会における縮減の提言を受け、特別区職員互助会組合の事業が廃止されることもあり、区職員との福利厚生の均等化を考慮し、19年度から補助金を廃止した。
学校地域防災連絡会に対する補助金	防災課						防災組織の再編に伴い、補助を廃止することは、妥当である。	内容を精査した結果、平成18年度において一部団体にに対する補助金を減額した。 (H17 3団体とも324,000円 H18 - 2団体 324,000円、1団体 300,000円)
防火防災協会の事業補助金	防災課						団体の自立度が高い中で、区の防災施策に沿って事業展開していきければ、補助金を交付するに値する事業をきちんと示した上で、補助対象事業を明確にすることを条件に継続とする。	自主団体の立ち上げ等支援 にかかると補助金については、新たに設立する団体が年々減少している状況が踏まえ、19年度まで廃止したが、安心・安全の観点から消火ポンプを削減し、継続活動助成に統合した。今後、交付にあたっては、継続して活動されることが充分期待される団体であることを精査する体制を確立していきたいこととする。
少年消防クラブ消防少年団事業補助金	防災課						補助の必要性は理解できる。なお、今後、成果をきちんと示すことができれば、補助を行うこと、あるいは、防災対策という政策目的に合致した形で補助を積み替えていくことを条件に継続とする。	平成17年度末 廃止
消防団事業補助金	防災課						消防団は防火活動の基幹組織であり、補助の必要性は理解できる。運営費の大半は区の補助金で占められているが、団体の性格上、他からの収入を早急にもつねに確保し、消防団員の定員確保に向けて効果的な補助金のあり方を検討された。	同防会は、区内の防火防災活動を支援するため、会員の会費により運営されているが、区の補助金は、この協会重点の性格上、実質的に買力に相当した会費(分担金)に相当するものであり、支出は妥当であると考え。
防災市民組織連絡協議会に対する補助金	防災課						市民組織相互の情報交換の場として地域の安全・安心を支える組織であり、補助の必要性は理解できる。より有効に使用されることを期待する。	少年少女の防火思想普及のための事業の実施及び効果的な補助金運用を引き続き依頼する。
防災市民組織に対する助成	防災課						地域の安全安心を支える基礎的団体として、補助の必要性は理解できる。	消防署を通じて、消防団に対してより効果的な補助金運用を依頼している。
震災救援所運営連絡会に対する補助金	防災課						防災組織の再編に伴い、17年度から補助を開始したものである。今後の推移を見守る。	杉並区の防災力を高めるためには、防災市民組織(19年度末163組織)が相互に協力的に協力し、区民の防災意識の高揚をはかり、防災態勢の充実強化を組織的に推進していくことが重要である。
杉並交通安全協議会補助金	交通安全協議会補助金						交通安全協議会として、交通安全協議会として一定額を負担するに付、交通安全協議会(17年度末163組織)が相互に協力的に協力し、区民の防災意識の高揚をはかり、防災態勢の充実強化を組織的に推進していくことが重要である。	19年度末163の防災市民組織が結成されている。震災時に被害を抑えるためには、防災市民組織による地域における日ごろからの防災意識の啓発と共に初期消火や避難誘導など自助・共助の活動が必要となる。今後、防災市民組織の活動助成や育成が必要である。
交通安全協議会補助金	交通安全協議会補助金						区内交通安全協議会の再編に伴い、17年度から補助を開始したものである。今後の推移を見守る。	17年度は12千円の助成金で活動を始めたが、各震災対策所から活動拠点を移して足らぬとの要望により18年度から10千円に削減した。震災直後の避難の可能性がある中、被災者や被災者や被災者への支援や被災者や被災者への支援や被災者への支援など運営連絡会の持つ範囲が広がっており必要がある。
地域集会所施設等運営協議会事業に対する補助金	地域課						指定管理者制度への移行に伴い、17年度から補助を開始したものである。今後の推移を見守る。	18年度から負担金とした。

団体に対する補助金2

補助金審査結果・各主管課対応結果一覧

補助金の名称	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	
15 町会・自治会専用掲示板設置等補助金	地域課						地域活動の活性化と地域住民の福祉増進に寄っており、補助の必要性は理解できる。						毎年度一斉申請と随時申請を受け付けているが、一斉申請時に不備が検出されてしまい随時申請を受け付けられない状況にある。また、町会の掲示板の老朽化も進んでおり、申請が増えたいところも予想されるため継続維持または増額を検討している。						
16 NPO活動助成補助金	地域課						NPO活動を支援し、地域の協働を積極的に進めるために補助の必要は理解できる。非常にユニークな仕組みであり、今後の発展に期待する。						現在、毎年登録団体も増え、補助金交付の申し込みも増えているが、日本には寄付文化が根付いていないため、なかなかの寄付が増えない状況にある。現在、NPOの登録センター内に「P-O支援基金」及び活動委員会を設置し、募金助成の効果的なPRや随時的に寄付を募るの方式について検討している。						
17 民有灯助成金	杉立土木事務所						安全・安心のまちづくりに必要な施策であり、補助の必要性は理解できる。						街路灯は、交通安全・防犯上に不可欠な設備である。安心・安全のまちづくりのために私道も公道のようにつける必要がある。そのため、区で管理権のない、私道では、地域の自治会(町会等)の所有の街路灯に対する電気料金の助成(補助金)をしている。						
18 公衆浴場諸設備対策事業補助金	区民生活動管理課						公衆浴場を取り巻く経営環境は、後継者難、施設老朽化等の問題があり、非常に厳しい。公衆浴場に対する一定のニーズは依然として存在することなどを考慮すれば、公衆浴場単体対策の必要性は理解できるが、この補助金が公衆浴場の確保につながっているかは疑問であり、他の施策との関連も含めて、今後の支援のあり方を検討すべきである。						19年度未をもって廃止。						
19 風呂っと杉並事業補助金	高齢者施策課						実績の減少により、終期を設定して廃止することは妥当である。						平成19年度未、廃止						
20 風呂っと杉並事業補助金	高齢者施策課						高齢者を迎え、高齢者の介護予防や生きがい支援は重要である。公衆浴場をそのような活動の拠点とするために取られた補助の必要性は理解できる。						ゆゆう館の入浴サービスが廃止されたことにより、高齢者の活動拠点の一つとして100円入浴とセックによる需要が見込まれるため今後も継続する。						
21 商店街活性化緊急対策事業補助金	産業経済課						16～18年度の3年間のサンセット事業とし、18年度未で終了することは妥当である。						16～18年度の3年間のサンセット事業であり、18年度未で終了した。						
22 商店街いちろっしゅハイマップ事業補助金	産業経済課						当面、補助の必要性は理解できるが、マップがどれだけ売り上げ増につながっているか検証する必要がある。						商店街の売上増を数値化することは困難であるが、商店街を輸入者にPRしたり新規店舗を地域住民に知らせるための有力な手段となっていることは間違いない。今後も継続する必要があるものと考ええる。						
23 経営改善コーディネートパートナー派遣補助金	産業経済課						区内商店の経営改善及び雇用の振興に寄っており、補助の必要性は理解できるが、事業の普及のために、実績が他の事業者に及ばない工夫が必要である。						区内の小売店、飲食店及びサービス業に対して、周知してきたが、本人負担の割合が多く、申請も無いため、平成19年度未で廃止した。代わりに、事業所向け専門家族会議制度として、平成20年度に「事業新アドバイザー事業」を新設した。						
24 魅力ある商店街づくり事業費補助金(施設整備事業)	産業経済課						商店街が自ら発案し、実行する取組みは、商店街の活性化とコミュニティの形成に大きく貢献しており、補助の必要性は理解できる。						商店街活性化事業の基幹事業であり、補助の必要性は高い。事業を継続する。						
25 魅力ある商店街づくり事業費補助金(ホームページ開設事業)	産業経済課						当面、補助の必要性は理解できるが、ホームページがどれだけ売り上げ増につながっているか検証する必要がある。						商店街の売上増を数値化することは困難であるが、商店街や新規店舗をPRするための有力な手段となっていることは間違いない。今後も継続する必要があるものと考ええる。						
26 元氣を出す商店街事業補助金(イベント事業)	産業経済課						当面、補助の必要性は理解できるが、効果を検証し、内容や方法を工夫していく必要がある。						区内の商店会が一層多量に活用している補助金で、その数も年々増加している。商店会の活性化のため取り組みとして今後も継続していく必要がある。今年度は、活性化の効果をより一層高めるため、補助対象経費の考え方などについて、見直しを行う予定である。						
27 千客万来・アクティブ商店街事業補助金	産業経済課						商店街活性化事業の基幹事業であり、補助の必要性は理解できる。						平成19年度より新・千客万来・アクティブ商店街事業に名称変更し、補助金交付要領の細部の見直しを行ったことである。商店会からの要望も多く、今後さらに二一に二一にあった事業となるよう検討を重ねつつ、継続して実施すべきと考ええる。						
28 商店街地域経済交流事業費補助金	産業経済課						当面、補助の必要性は理解できるが、他に類似事業もあり、内容や方法については整理、検討する必要がある。						地域交流の取り組みは継続していく必要がある。しかし、イベント事業との類似性は否めないため、実施方法を検討していく。						
29 商店街防犯カメラ設置補助金	産業経済課						16～19年度の4年間のサンセット事業として、18年度未で終了することは妥当である。						地域の治安に対する不安感から、商店会からの要望も多く、警察からも継続してほしいと言われている補助金である。当初はサンセット事業であったが、20年度以降も継続して実施すべきである。また、平成19年度より電気料や保守委託契約に対する補助も開始した。						
30 商店街組合等補助金	産業経済課						当面、補助の必要性は理解できる。ただ、補助の長期化で目的が希薄化している面も否めず、商店街の法人化を促進する観点から、補助金の再構築を検討する必要がある。						振興組合として法人会計の処理などの運営負担もあり、補助金の必要性は引き続き高い。事業を継続する。						
31 杉並産業協会補助金	産業経済課						当協会は、収支が収からみて、収入に占める自主財源の割合が高く、補助金の割合は低いことから、自立の運営が可能であり、終期を設定して廃止することが妥当と考ええる。なお、より一層効果的な産業振興策を検討されたい。						平成19年度未でこれまでの団体に對する補助は終了した。新たに、補助の目的を明確化し、平成19年度から情報化推進事業への補助を開始した。						

団体に対する補助金3

補助金審査結果・各主管課対応結果一覧

補助金の名称	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託年度	基本的考え方	継続	縮減	廃止	終期	委託年度	基本的考え方	継続	縮減	廃止	終期	委託年度	基本的考え方	
32 商店街芸術美化費助成	産業経済課						交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備、商店街の活性化に寄与しており、補助の必要性は理解できる。						安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。							安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。
33 商店街芸術電気料助成	産業経済課						交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備、商店街の活性化に寄与しており、補助の必要性は理解できる。						安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。							安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。
34 商店街芸術修繕費助成	産業経済課						安全 安心のまちづくり及び商店街振興に寄与しており、補助の必要性は理解できる。						安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。							安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。
35 商店街芸術設置工事費等助成	産業経済課						安全 安心のまちづくり及び商店街振興に寄与しており、補助の必要性は理解できる。						安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。							安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。
36 観光事業補助金	産業経済課						観光事業に対する安全確保対策として、補助の必要性は理解できる。						安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。							安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。
37 企業の農業経営者団活動事業費補助金	産業経済課						農地の減少を抑制し、みどりの保全を図るために設けられた補助金であり、必要性は理解できる。						安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。							安全 安心のまちづくりが従来以上に求められており、補助の必要性は高い。
38 納税貯蓄組合連合会補助金	納税課						補助開始以来3.5年経過し、補助が長期化している。補助開始当初の意義は十分に達成されていること、新たに取り組んでいる口座振替利用者の拡大についても十分な成果が上上がっていないため、補助を廃止することは妥当である。						補助金通正化審査会の審議に基づき、18年度末をもって補助金を廃止した。							補助金通正化審査会の審議に基づき、18年度末をもって補助金を廃止した。
39 商店街カラオケ補助金	建設課						商店街の振興、都市の美観や区民の体適性の確保に寄与しており、補助の必要性は理解できる。						商店街カラオケ補助金整備を行うことにより、安全で快適に買い物ができる歩行者空間を確保するとともに、魅力的な商店街としてのイメージアップに貢献できているものと考え、地元商店街からも、歩行者の安全が確保されることに加え、交流の場としての魅力が段階的に活用されたものと考え、							商店街カラオケ補助金整備を行うことにより、安全で快適に買い物ができる歩行者空間を確保するとともに、魅力的な商店街としてのイメージアップに貢献できているものと考え、地元商店街からも、歩行者の安全が確保されることに加え、交流の場としての魅力が段階的に活用されたものと考え、
40 社会福祉協議会運営費補助金	保健福祉部管理課						当面、補助の必要性は理解できる。なお、現在、社会福祉協議会において今後の事業や組織のあり方を検討していることなどから、その検討結果を踏まえて、補助のあり方の見直しを図りたい。						社協の経営改革検討委員会報告の具体化に向けた検討が進むなか、平成20年度は個別外部監査が行われたことを受け、区はこれまで以上に、社協の適正な運営に則りしなから取り組みを進めていた。また、事業の協働化推進や新たな課題への取り組みなど、地域福祉充実における社協の役割はますます重要となったことや、社協はその性格上、補助金に頼らざるを得ない面があることなど、補助金の削減は容易ではないが、補助金通正化の趣旨を十分に踏まえ、そのあり方を検証したい。							社協の経営改革検討委員会報告の具体化に向けた検討が進むなか、平成20年度は個別外部監査が行われたことを受け、区はこれまで以上に、社協の適正な運営に則りしなから取り組みを進めていた。また、事業の協働化推進や新たな課題への取り組みなど、地域福祉充実における社協の役割はますます重要となったことや、社協はその性格上、補助金に頼らざるを得ない面があることなど、補助金の削減は容易ではないが、補助金通正化の趣旨を十分に踏まえ、そのあり方を検証したい。
41 福祉サービス支援センター運営費補助金	保健福祉部管理課						福祉サービス利用者保護の観点から重要であり、補助の必要性は理解できる。						現在、事業の再編整理を行い、成年後見センターについては成年後見センターが、あんしんサポート事業については社会福祉協議会が事業を行うこととなった。成年後見についてはセンターへの負担金に変更し、あんしんサポートについては社会福祉協議会補助金として助成している。						現在、事業の再編整理を行い、成年後見センターについては成年後見センターが、あんしんサポート事業については社会福祉協議会が事業を行うこととなった。成年後見についてはセンターへの負担金に変更し、あんしんサポートについては社会福祉協議会補助金として助成している。	
42 NPO、ボランティア活動推進センター補助金(ボランティア活動支援事業補助金)	地域課						NPO法人化に合わせて、委託先化する方向は、妥当と考える。						平成18年度に「匿名NPO支援センター」と「ボランティア活動推進センター」に分離し、NPOについては匿名NPO支援センターに業務委託し、運動の自動化・省力化を図る「ボランティア活動推進センター」については社会福祉協議会の補助金の一部を、事業継続に活用しているが、現在「地域福祉センター」としての役割を併せてもっていることから、社会福祉協議会に対する他の助成の一括化について調整を行う。					平成18年度に「匿名NPO支援センター」と「ボランティア活動推進センター」に分離し、NPOについては匿名NPO支援センターに業務委託し、運動の自動化・省力化を図る「ボランティア活動推進センター」については社会福祉協議会の補助金の一部を、事業継続に活用しているが、現在「地域福祉センター」としての役割を併せてもっていることから、社会福祉協議会に対する他の助成の一括化について調整を行う。		
43 高齢者入居支援制度補助金	住宅課						業績はないが、高齢者の住宅確保は重要施策であり、今後、独居高齢者の増加も見込まれることから、補助の必要性は理解できる。						業績はないが、高齢者の住宅確保は重要施策であり、今後、独居高齢者の増加も見込まれることから、補助の必要性は理解できる。							業績はないが、高齢者の住宅確保は重要施策であり、今後、独居高齢者の増加も見込まれることから、補助の必要性は理解できる。
44 ハリフリー情報ホームページ運営事業補助金	保健福祉部管理課						終期を定直し、その期間に収益性を高める工夫をしてもうらうとともに、区の公式(ハリフリー)マップとして継続的な運営が可能となるような協働の方法を検討する必要がある。						平成19年度末廃止。杉山区に限定した区内の全般的なハリフリー情報を提供するウェブサイトを、いっしょに運営する以外、20年度に開始したハリフリー協力居普及啓発事業の一環として、区立施設等のハリフリー情報の更新とサイトの維持管理業務を委託した。						平成19年度末廃止。杉山区に限定した区内の全般的なハリフリー情報を提供するウェブサイトを、いっしょに運営する以外、20年度に開始したハリフリー協力居普及啓発事業の一環として、区立施設等のハリフリー情報の更新とサイトの維持管理業務を委託した。	
45 地域福祉活動立上げ支援事業補助金	保健福祉部管理課						期間を限定して、団体の自主性・自立性を尊重する形が支援するのは補助金のあり方として妥当である。19年度の終期に向けてこれまでの評価・検証を行い、今後の展開について検討する必要がある。						平成18年度の事業終了に向けて、17年度は新規事業への助成を中止していたが、本補助金に対する需要の高さから、平成17年度に検討し、3年を期とする第二次立上げ補助事業を18年度再開した。20年度は最終年となるが、これまでの区との協働等の成果を踏まえ、地域課、地域大学、福祉関係課と協働し、事業継続について検討する。						平成18年度の事業終了に向けて、17年度は新規事業への助成を中止していたが、本補助金に対する需要の高さから、平成17年度に検討し、3年を期とする第二次立上げ補助事業を18年度再開した。20年度は最終年となるが、これまでの区との協働等の成果を踏まえ、地域課、地域大学、福祉関係課と協働し、事業継続について検討する。	
46 友愛の灯協会補助金(ハンディキャップ運行補助)	保健福祉部管理課						国土交通省通知に基づき、事業を再構築する必要があることから、一旦、補助を廃止することは妥当である。						平成18年度末廃止。平成18年度に他の福祉団体にも補助を行うために、新たに「杉山区福祉有償運送事業補助金交付要綱」を制定した。						平成18年度末廃止。平成18年度に他の福祉団体にも補助を行うために、新たに「杉山区福祉有償運送事業補助金交付要綱」を制定した。	
47 地域福祉活動推進事業補助金	介護予防課						18年度までは都の補助もあることから、補助を継続することは理解できる。19年度以降は、都補助の終了や介護保険制度の動向を踏まえ、改めて、支援の有無を考えていく必要がある。						杉並、老後を良とする会 については17年度末で廃止。杉並区交際の灯協会については18年度以降も定額補助を行っている。以下の理由より、今後、補助金の交付は必要である。						杉並、老後を良とする会 については17年度末で廃止。杉並区交際の灯協会については18年度以降も定額補助を行っている。以下の理由より、今後、補助金の交付は必要である。	
48 保護司会助成金	児童青少年課						当面、補助の必要性は理解できるが、補助対象経費として、例えば、慶弔費にまで補助金を充てることができなく、こうした経費(弔金等)から支出すべきである。						助成対象経費は、保護司会が行う更正保護活動、調査研究、広報活動等に要する経費とされており、概ね、社会を明るくする運動、事業費に充てられている。なお、慶弔費については、平成20年度より、事業費とは別けて計上している。						助成対象経費は、保護司会が行う更正保護活動、調査研究、広報活動等に要する経費とされており、概ね、社会を明るくする運動、事業費に充てられている。なお、慶弔費については、平成20年度より、事業費とは別けて計上している。	

団体に対する補助金4

補助金審査結果・各主管課対応結果一覧

補助金の名称	主管課名	継続	縮減	廃止	終明	委託先	基本的考え方	継続	縮減	廃止	終明	委託先	基本的考え方
民生委員児童委員協議会助成金	係属福祉課管理課						当面、補助の必要性は理解できる。ただ、収支状況からみれば繰越金額が多いので、実態を調査されたい。						地域住民の福祉相談に民生委員児童委員協議会の協力を向上のため、民生委員児童委員協議会の自主研修や協議会の開催に係る経費を助成することは必要である。しかし研修、協議会の開催は民生委員協議会の3年ごとの改選期に合わせて通常年0倍から10倍を要するため改選年度に備えて繰越している。
心身障害者自立生活泊泊訓練事業補助金	障害者施策課						障害者の自立支援は障害者施策の重要な部分である。都の補助もあり、自立した運営も困難なことから、補助の必要性は理解できる。						自立生活の体験や訓練を行える事業として有効な事業であることから、今後も継続していく。ただし、年別の若程度の利用にとまわっていることから、利用の拡大に向け、事業者と検討していく。
障害者団体連合会・心身障害者団体運営費補助金	障害者施策課						個別団体の補助の必要性は理解できるが、連合会に対する補助については、繰越金の割合が比較的高く、また、繰越金も多いため、その原因を調査し、必要があれば、削減等の措置を講じたい。						障害者団体連合会に対する補助については、平成19年度に廃止した。引き続き、個別団体に対する補助が必要である。
知的障害者生活ホーム運営費補助金	障害者施策課						障害者の自立生活支援のため重要な居宅サービス事業であり、補助の必要性は理解できる。なお、18年度以降、施設補償費と入居者家賃との差額を定額補助とすることとし、補助を削減する方向は妥当と考ええる。						平成17年度時点で計画した金額まで、事業の縮小を行った。今後はさらに削減が可能かどうかについて、運営法人側と調整を行っていく。
精神障害者居宅介護等事業費補助金	障害者施策課						支援費制度の動向、自立支援法の成立等とも関わるが、当面、補助の必要性は理解できる。						自立支援法の施行に伴い、精神障害者が自立支援法の居宅介護事業の対象となったため、平成17年度をもって事業を廃止した。
心身障害者ショートステイ事業運営費補助金	障害者施策課						16年度に定額補助方式を要請重視の補助方式に変更したところであり、ショートステイ事業の重要性や支援費基準での運営の困難性等を考慮すれば、補助の必要性は理解できる。						区内のショートステイ事業者を確保する上で今後が必要である。ただし、現在補助金の対象となっていない事業者を併せ、今後の支給方法を再考する必要がある。
障害者福祉会館運営協議会補助金	障害者生活支援課						当面、補助の必要性は理解できる。ただ、収支状況からみて、補助金に対する繰越金の割合が比較的高く、また、補助金額も多いため、その原因を調査し、必要があれば、削減等の措置を講じたい。						会館の決算報告から、補助金相当以上の支出はあるものの、寄付金や自動売場の手数料等により毎年度繰越金が増える傾向にあった。記念事業等の基金的な要素の強い繰越金であるため、会計方法の変更を含め定めたい。
障害者まちなか生活支援事業実施補助金	障害者施策課						17年度の新規事業であり、今後の推移を見守る。						平成17年度から4年間を限定して開始した事業であり、今年度は事業の最終年にあたる。事業を廃止する方向で検討する。
精神障害者地域生活支援事業運営費補助金	障害者施策課						都、都の補助事業であり、また、精神障害者が自立して生活するうえで重要な事業である。補助の必要性は理解できる。						平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、平成19年度は自立支援法施行に準じて、補助金による取組以外を含め都府の通過グループホームに運営費補助金を支給している。都の制度であり、精神科病院からの地域移行を促進していくうえでも重要な事業であるため、補助は必要である。
心身障害者通所訓練・投産事業等運営費補助金	障害者施策課						知的障害者（児）の自立促進に必要な事業であり、補助の必要性は理解できる。						心身障害者（児）の放課後対策、集団活動訓練として有効な事業である。今後も補助を継続していく必要がある。
心身障害者通所訓練・投産事業等運営費補助金	障害者生活支援課						当面、補助の必要性は理解できる。ただ、補助金に対する繰越金の割合が比較的高い団体も見受けられることから、実態を調査されたい。						障害者の社会的自立に必要な訓練や居宅支援を行う小規模作業所に対して、補助金による支援が当面必要であるが、一部の団体において繰越金額が多いため、補助金の支出方法を改めて、自立支援法で規定する事業への移行を全ての団体に動員している所である。
精神障害者共同作業通所訓練事業運営費補助金	障害者生活支援課						精神障害者の自立促進に必要な事業であり、補助の必要性は理解できる。						精神障害者の社会復帰に向けて作業訓練等の活動をしている共同作業所に対して、補助金による支援が必要であり、当面継続するが、自立支援法で規定する事業への移行を動員している所である。
重度身体障害者グループホーム運営費補助金	障害者施策課						17年度の新規事業であり、今後の推移を見守る。						重度身体障害者グループホームは、区内唯一のグループホームであり、その運営を継続させるためには運営費補助金が不可欠なため、今後も事業を継続しつつ、グループホームの運営方法や内容について、運営法人側と調整を行っていく。
経営支援制度補助金	高齢者施策課						当面、補助の必要性は理解できるが、都の助成を見守っていく必要がある。						東京都特別養老ホーム経営支援補助金が終了するまで間は継続する。ただし、施設全体の維持管理において一部施設との関係があることから、その取扱い方針について、他の特別養老ホーム運営法人との意見交換を図る必要があると考える。
地域さえええグループ支援事業補助金	介護予防課						介護予防、生きがいと社会参加の促進に果たす役割は大きく、補助の必要性は理解できる。						超齢社会に対する介護予防の必要性は大きい。さらさらグループは高齢者自身の介護予防活動であり、介護予防事業の受け皿としての役割も重要で、補助金の交付を継続する。
いきいきクラブ連合会、いきいきクラブ運営費補助金	高齢者施策課						補助の必要性は理解できる。なお、いきいきクラブが団塊の世代の受け皿になり得るかという観点から、補助制度の中に、新しい受け皿になるような方向に議論を促していきたい。また、いきいきクラブも検討に値する。なお、大会商品費まで補助対象経費とすべきではなく、参加者からの負担を含めて検討すべきである。						これまで、若クラブに定額を補助していた定額活動費の一部を、若クラブ会員数割りとしたことにより、団塊世代などを誘導するための特別活動費、補助を削減した。また、若クラブ連合会では、若クラブなどとの関係に閉じている。若クラブ連合会では参加者より会費を徴収している。

団体に対する補助金5

補助金審査結果・各主管課対応結果一覧

補助金の名称	主管課名	継続	縮減	廃止	終明	委託金化	基本的事考方	継続	縮減	廃止	終明	委託金化	基本的事考方に対する主管課の対応等
65 ナイティデイ介護保険外宿泊サービス運営費補助金	高齢者施策課						17年度の新規事業、但し、介護保険制度の推移を見守っていただく必要がある。						平成18年4月から小規模多機能居宅介護事業へ円滑に移行するためのモデル事業としてナイティデイサービス事業を実施する区内の通所介護事業者に対しサービス利用者負担額の助成を予定していたが、事業実施に至らなかった。
66 母子寡婦福祉団体連合会補助金	子育て支援課						補助の必要性は理解できる。ただ、収支状況からみて、補助金に対する繰越金の割合が高いため、実態を調査し、必要があれば削減等の措置を講じたい。						3年前に審査会の提言に基づき補助金の見直しを行い、縮減を行った。
67 青少年育成委員会補助金	児童青少年課						補助の必要性は理解できる。なお、事業内容によっては、受益者負担の余地があると思われる。						青少年育成委員会、自主的団体であり、17団体ごとに事業やその実施方法の状況が異なる。各事業の参加費(受益者負担)については、ほぼ全休有委員会が徴収している。
68 母親クラブ連絡会、母親クラブ活動費補助金	児童青少年課						補助の必要性は理解できる。なお、今後、実際に子育てに資する支援となる方向で補助金の活用を検討された。						それぞれの母親クラブで会費を徴収し、児童館における活動や、独自の子育てセンター活動を展開している。補助金は子育て支援の講演会や、入形劇などの公演に使用されており、若い世代の母親から期待と信頼を得ている。各母親クラブの活動は児童館に隣接する保育所、幼稚園、小学校、高齢者施設に連携して実施している。また、母親クラブの活動は児童館に隣接する保育所、小学校、幼稚園に実施している。また、母親クラブ連絡会は全区的な行事である子育てセンターにおいて実行委員として新規就労事業者等他団体を引き寄せる役割を果たしている。
69 民営保育園園庭緑化補助金	保育課						区立保育園の園庭整備にあわせて民営保育園の緑化の促進を図るため、補助の必要性は理解できる。希望園の緑化が完了する予定の21年度まで終了する方向性は妥当である。						20～22年度実施計画のとおり、年1園ずつ整備で緑化完了し、終了予定。
70 認証保育所運営費等補助金	保育課						待機児解消に向け重要な役割を持つ事業であり、補助の必要性は理解できる。						待機児童の解消のため、平成19年度末までに計11所開所し、20年度以降についても拡充予定。
71 認証保育園防犯カメラ設置補助金	保育課						新規導入施設については、開設経費に取り込むことを条件に補助対象から除くことが妥当である。一方、8型施設については、補助の必要性は理解できる。						防犯カメラの設置は開設準備経費に含まれることとし、各事業者が設置を行っている。
72 民間学童クラブ運営費助成	児童青少年課						17年度の新規事業であり、今後の推移を見守る。						助成する民間学童クラブは平成18年度が1所、19年度が2所となっており、学童クラブ入会希望者が増加する中、民間の受け入れ先を確保するために助成金が必要である。
73 地域医療連携推進委員会運営費補助金	地域保健課						補助の必要性は理解できるが、補助対象経費のあり方については問題があり、例えば、交通費など区民負担の増大が懸念される。また、本委員会は医師会の内部組織であり、医師会の一般会計と区分会計により運営されている。今後、事業の収支状況を分析しながら、運営の自主性を尊重する方向で検討された。						17年度に補助金通正化準備金の増額を受け、医師会と協議検討を重ねた結果、費用負担を削減した額を補助することとし、18年度から運営費部分の補助を行う。医療機関の運営が強化されれば、区民は医療機関のそれ、それぞれの役割に応じた診療や連携により、質の高い医療の提供を受けられるようになるため、こうした支援を継続すべきと考え、一方で、各団体の事業内容の検証、見直しを継続し、補助金額の削減の可能性を模索していく。
74 健康保持事業補助金	地域保健課						区民の健康増進・生活習慣の改善や安全、安心への貢献は認められる。なお、今後、本事業と各団体の収支状況との関係についても検討され、事業内容に即して一層の通正化を図りたい。						成人予防防等に対する区民の意識は大きく変化しており、同会が主催する行事などに積極的な参加が行われている。健康志向は区民に定着しつつある。このため、こうした事業に対する補助を引続き行う必要がある。一方で、各団体の事業内容の検証、見直しを継続し、補助金額の削減の可能性を模索していく。
75 在宅医療廃棄物通正処理補助金	清掃管理課						17年度に補助を開始した事業であり、今後の推移を見守る。なお、法整備に向けた動向には注視し、11年度に補助を開始した事業であり、今後の推移を見守る。なお、法整備に向けた動向には注視し、11年度に補助を開始した事業であり、今後の推移を見守る。						慢性疾患患者や在宅医療患者の増加に伴い、注射針を排出する方が増加している。針刺し事故防止の観点からも、今後はより一層の充実を図る必要がある。
76 医療技術研修補助金	地域保健課						区民の健康増進に一定の貢献は認められる。なお、今後、本事業と各団体の収支状況との関係については注視されたい。						歯科技工士や接骨師の専門向上を図ることは、間接的に区民の健康増進に貢献することとなる。このため、こうした事業に対する補助を引続き行う必要がある。一方で、各団体の事業内容の検証、見直しを継続し、補助金額の削減の可能性を模索していく。
77 健康づくり地区会補助金	健康推進課						区民が、地域ぐるみで取り組む健康活動を支援することは重要であり、補助の必要性は理解できる。						今年度からスタートする特定健康診査・保健指導等、新しい健康づくり環境に的確に対応するため、(新)健康づくり推進員のあり方を検討している。検討の方向は、補助金制度を廃止し21年3月末し、新しい健康づくり環境にふさわしい制度を平成21年度に決定する予定である。
78 まちづくり助成金	まちづくり推進課						地域におけるまちづくりの機運を醸成し、地域の活性化に寄与しており、補助の必要性は理解できる。また、このような成果を得られたのか、公表していくことが必要である。						実績18・19年度各7団体 対応 活動助成報告会開催および区民ひろば、一展示で公表している。また、活動記録報告書を窓口で希望者に配布、各図書館でも閲覧可能とした。
79 まちづくり協議会運営費補助金	まちづくり推進課						区民参画による地域のまちづくりの推進に効果的であり、補助の必要性は理解できる。						実績18・19年度各2団体 地域におけるまちづくりに必要な知識の普及及び情報の提供をして、区民参画のまちづくりを推進している。

団体に対する補助金6

補助金審査結果・各主管課対応結果一覧

補助金の名称	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方	基本的考え方でも示された要置等に対する主管課の対応等
80 高齢者アパートあっせん事務費補助金	住宅課						本事業に関し、当該法人の役割は、区が行う業務の一部を成していると考えられるため、委託金化を検討されたい。	18年度委託金化を行なった。
81 南北バス運行経費補助金	交通対策課						補助の必要性は理解できる。なお、路線ごとに経営状態を判断するのではなく、路線をまとめて事業として捉える内部扶助(アール化)という考え方も含めて見直しを行い検討すべきである。	現在、けやき路線、さし路線とも京王八王子駅南が運行事業を委託しているが、けやき路線は15年度から収入が赤字になっており、アール化を図る。けやき路線における運営努力に対するインセンティブが阻害され、かえってデメリットが大きいと考えられることから、当面、現在の補助形態は存続していい考えである。
82 下井草駅総合改善事業費補助金	まちづくり推進課						駅舎橋上化整備事業が終了する18年度まで終了することは妥当である。	平成18年3月30日事業完了
83 西永福駅総合改善事業費補助金	まちづくり推進課						駅舎(バリアフリー)化整備事業が終了する19年度まで終了することは妥当である。	平成20年3月31日事業完了
84 鉄道駅1レベーター等整備事業補助金	まちづくり推進課						ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な事業であり、新たに整備駅が出た場合、今後も補助を継続する必要がある。	平成18年3月17日 高井戸駅(EV 2基)完了、平成18年3月24日 JR横山駅(EV 1基)完了 平成18年3月31日 高井戸駅(EV 1基)完了、平成19年3月29日 JR荻原駅(EV 3基)完了 平成20年3月31日 西永福駅(EV 1基)完了 制度は継続
85 みどりの基金緑化活動助成金	みどり公園課						補助の必要性は理解できる。なお、今後の事業の進め方については、PRや公募の方法などを含め見直す余地がある。	活動団体の工夫により参加費徴収等、助成制度を活用しなくても活動がなされてきている。これまでに基金の寄付額が小額なため、寄付金の積立の増額を図る上でPRの一つとして活動助成を設定していた。現状では、寄付意向の高揚や寄付者の意向を十分反映できる基金にしたいことが課題となっており、助成制度の見直しが必要となっている。(見直しの整理ができれば、継続)
86 環境配慮行動拡充事業補助金	環境課						区民と協働し、環境配慮行動を地域に定着させていくため、補助の必要性は理解できる。	類似の環境団体がふえており、当団体のみを補助する必要性がうすれてきている。今後、終期を設定し、団体の自立性を高めるよう促していく。
87 特定非営利活動法人すきなみ環境ネットワーク補助金	清掃管理課						当面、補助の必要性は理解できるが、補助金に対する繰越金の割合が比較的高く、また、補助金額も多いため、その原因を調査し、必要があれば、削減等の措置を講じられたい。	繰越金の額については、平成17年度から18年度にかけて約10%の削減を行った。
88 環境管理システム構築支援補助金	環境課						環境配慮行動を拡充するための17年度からの新規事業であり、今後の推移を見守る。	地域における環境配慮行動の拡充を図るため、今後の需要は高い。事業自体も地域に浸透してきて、徐々にあるが件数は増加してきている。なお、中小事業者の多い並野区の状況や補助金補助金補助金、平成20年度から補助金額を変更した(5014001:1.00、507万円、エコアクション2等:5、10万円)、そのため、結果的に、補助金総額が削減した(予算額:325、150万円)。
89 集団回収事業補助金	清掃管理課						資源の分別の促進、ごみの減量化のため不可欠の事業であり、補助の必要性は理解できる。	集団回収への参加を促すことにより、ゴミ2点を削減し地域の結びつきを強くし、資源の無断持ち去りを防止する、などの効果があり区として集団回収を強く奨励している。
90 エコソーシャル運営委員会補助金	清掃管理課						区の政策遂行上、補助を継続することは理解できる。	平成18年度末 廃止
91 レジ袋削減推進協議会補助金	清掃管理課						区の政策遂行上、補助を継続することは理解できる。	20年4月にレジ袋有料化等の取組の推進に関する条例が施行されたことに伴い、レジ袋削減推進協議会への補助金のあり方を今後検討する。
92 私立幼稚園等補助金	学務課						幼児教育における公私格差、協働の視点を考慮すれば、補助の必要性は理解できる。	今までどおり継続した。
93 幼稚園教育研究学会育成補助金	学務課						補助の必要性は理解できるが、補助金に対し繰越金の割合が比較的高く、また、補助金額も多いため、その原因を調査し、必要に応じて削減等の措置を講じられたい。	審査会の意見を受けて減額とした。
94 学校開放推進協議会補助金	社会教育スポーツ課						委託的性質の強い業務であり、執行方法を変更する方向で検討されたい。	平成18年度予算より、一利団協あたり10,000円、計250,000円を委託金化した。
95 区立小・中学校PTA連合協議会補助金	教育改革推進課						児童・生徒の安全確保対策を推進する上で、PTA連合協議会の役割は重要であり、補助の必要性は理解できる。また、小学校PTA連合協議会については、補助金に対する繰越金の割合が高いため、その原因を調査し、必要に応じて削減等の措置を講じられたい。	提言に基づき小学校、中学校ともに補助金を1割削減した。 杉中PT協 520,000円(17年度)、468,000円(18年度) 杉中PT協 580,000円(17年度)、522,000円(18年度)
96 文化団体連合会補助金	社会教育スポーツ課						文化の普及・向上に関し、連合会の役割は重要であり、補助の必要性は理解できる。	文化団体連合会の活動を支援するため、引き続き、補助金を継続していく。
97 体育協会補助金	社会教育スポーツ課						社会体育の普及・向上を推進する上で重要であり、補助の必要性は理解できる。	体育団体の活動を支援するための補助金として今後とも継続していく。

外郭団体に対する補助金

補助金審査結果・各主管課対応結果一覧

補助金の名称	主管課名	現在の各所管課における各種補助金の取り扱い				継続	終了	終了	終了	終了	終了
		補助金化	継続	終了	終了						
1 シルバー人材センター補助金	高齢者施策課	基本的考え方									
2 杉並区文化・交流協会補助金	文化・交流課	自主性・自立性をより一層高めるための補助金の効果的な支出方法を検討することを条件に継続とする。 当面、補助の必要性は理解できるが、文化分野と交流分野の分離など、より広い観点から効率的な運営を進めてほしい。									
3 土地開発公社事務費補助金	総務課	事務経費の負担金化は妥当である。									
4 財団法人障害者雇用支援事業団補助金	障害者生活支援課	中長期計画で、経営方針を福祉的就労・中間的就労の提供から、就労支援事業に特化したところであり、今後の推移を見守りたい。									
5 財団法人杉並区勤労者福祉協会補助金	産業経済課	当面、補助の必要性は理解できるが、事業所数・会員数の減少や受給者負担等の問題もあり、中小企業の福利厚生に対する支援のあり方について検討されたい。									
6 財団法人杉並区スポーツ振興財団補助金	社会教育スポーツ課	外部委託により指摘のあった委託料と補助金の明確化、さらに、来年度からの指定管理者制度の導入による財団への影響等を考慮し、一層の適正化に努められたい。									

補助金の適正化について
(提言)

登録印刷物番号

20-0078

平成20年11月発行



杉並区役所

政策経営部財政課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (大代表)

この冊子は、再生紙を使用しています。

歩きながら、
元気と文化が
生まれる街。
すぎなみ